平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3335

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B311	埼玉県里親会補助	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉事業費

事業期間	昭和34年度～	根拠法令	埼玉県里親会補助金交付要綱（任意）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子供の成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。

このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護を必要とする全ての子供にとって、温かい愛情のある家庭環境の下での養育を提供する里親制度は極めて重要である。

ついては、里親制度の充実を図るため、一般社団法人埼玉県里親会が行う里親研修会、里子の進学・就職激励会事業及び会報等発行事業について、その経費の一部を補助する。

（１）埼玉県里親会補助　410千円

2　事業主体及び負担区分

(県10/10)

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.1人＝950千円

5　事業説明

（１）事業内容

一般社団法人埼玉県里親会が行う以下の事業に係る費用の一部について、同会に対して補助金を交付　410千円

ア　里親研修事業
イ　里子の進学・就職・激励会事業
ウ　会報等発行事業

（２）事業計画

来年度以降も、引き続き里親制度の充実につながる事業経費の一部を補助していく。

（３）事業効果

ア　平成27年度
(ｱ)　里親研修事業　11回開催
(ｲ)　里子の進学・就職・激励会事業　進学・就職する里子2人を激励
(ｳ)　会報等発行事業　会報1,000部配布、パンフレット2,000部配布

イ　平成28年度
(ｱ)　里親研修事業　11回開催
(ｲ)　里子の進学・就職・激励会事業　進学・就職する里子11人を激励
(ｳ)　会報等発行事業　会報1,200部配布、パンフレット1,500部配布

ウ　平成29年度
(ｱ)　里親研修事業　7回開催
(ｲ)　里子の進学・就職・激励会事業　進学・就職する里子9人を激励
(ｳ)　会報等発行事業　会報1,100部配布、パンフレット1,500部配布

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	410							410	0
前年額	410							410	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：養護担当
内線：3331

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B143	民間活用型こども家庭援助事業費（児童家庭支援センター運営事業費）	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童家庭支援相談体制強化対策事業費

事業期間	平成10年度～	根拠法令	児童福祉法第44条の2、児童福祉法施行規則第38条の2	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

家庭等の相談に専門的知識をもって対応し、また児童相談所・市町村等との連絡調整・支援を行う、県内３か所の児童家庭支援センターに対して運営事業費を補助する。

10,722千円×2か所＝21,444千円
13,119千円×1か所＝13,119千円
合計＝34,563千円

2　事業主体及び負担区分

（国1/2・県1/2）

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
（区分）社会福祉費　（細目）児童福祉費
（細節）児童相談所費（積算内容）児童虐待対策補助金

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.15人＝1,425千円

5　事業説明

（１）事業の目的

児童家庭支援センターは、児童福祉施設の一つであり（児童福祉法第7条・第44条の2）、専門的な知識を持った職員が児童、家庭、地域からの相談に応じる他、市町村に対する専門的助言、児童相談所から受託された児童に対する指導、里親からの相談・支援、関係機関との連絡調整を行う。

児童家庭支援センターは地域における児童・家庭支援の拠点となっているが、その運営費は国・県の補助金により支えられており、国が定める補助基準額に基づき必要な補助をするものである。

（２）事業内容

ア　地域・家庭からの相談に応じる事業
イ　市町村の求めに応じる事業（例：児童・家庭の保護等に関する専門的助言、心理士・相談員の派遣）
ウ　児童相談所からの受託　（例：受託された要保護児童・家庭の継続的な把握・支援）
エ　里親支援　（例：里親に対する専門的助言）
オ　関係機関との連絡調整　（例：市町村の要保護児童対策協議会への参加）

（３）効果

	（補助金額）	（相談実人数）	（相談延べ件数）	（国補助基準額）
平成26年度	31,186千円	2,887人	6,287件	31,186千円
平成27年度	31,186千円	3,116人	6,932件	31,186千円
平成28年度	31,562千円	3,188人	7,394件	37,710千円
平成29年度	31,563千円	3,597人	8,554件	39,007千円
平成30年度（予算）	34,563千円			48,336千円

※　国補助基準額　⇒　①事務費（心理担当職員1名＋相談担当職員2名分の人件費込み）
基準額：心理担当職員が常勤の場合　11,485千円、非常勤の場合　7,650千円
②事業費
基準額：前年度相談件数に応じて　4,262千円～4,997千円

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	34,563	17,281						17,282	0
前年額	34,563	17,281						17,282	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3335

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B221	児童相談所費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童相談所費

事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第11条、第12条 児童虐待の防止等に関する法律第4条　等（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業の概要

県内6児童相談所の運営及び児童相談所で運用するシステムの保守管理を行う。

（1）中央児童相談所費　27,790千円
（2）南児童相談所費　14,498千円
（3）川越児童相談所費　18,781千円
（4）所沢児童相談所費　15,335千円
（5）熊谷児童相談所費　27,605千円
（6）越谷児童相談所費　22,060千円
（7）児童相談所業務支援システム運営管理費　8,095千円
（8）法的対応機能強化事業　11,340千円
（9）一時保護所整備調査事業　346千円

2　事業主体及び負担区分

(国1/2・県1/2)：（一部）報償費、被服費
(県10/10)：上記以外の事業

3　地方財政措置の状況

普通交付税(単位費用)
(区分)社会福祉費(細目)児童福祉費
(細節)児童相談所費
(積算内容)児童虐待防止関連経費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

(本庁)　9,500千円×　1.2人＝　11,400千円
(地域機関)　9,500千円×216.0人＝2,052,000千円

5　事業説明

（1）事業内容

児童虐待をはじめとする複雑多様化する児童問題に迅速に対応し、児童の健全育成を図る。

（2）事業計画

都道府県は、児童相談所を設置しなければならない(児童福祉法第12条)。
児童相談所は、以下の業務を行う。

ア　子供に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子供の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子供の援助を行う(児童福祉法第12条第2項)。
イ　必要に応じて子供を家庭から離して一時保護する(児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条)。
ウ　子供又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は子供を児童福祉施設等に入所させ、又は里親に委託する(児童福祉法第26条、第27条)。

（3）事業効果

平成25年度	決算額：92,677千円	相談件数：14,778件	うち児童虐待相談件数：4,255件
平成26年度	決算額：98,388千円	相談件数：16,009件	うち児童虐待相談件数：5,662件
平成27年度	決算額：103,455千円	相談件数：18,046件	うち児童虐待相談件数：6,683件
平成28年度	決算額：99,966千円	相談件数：22,298件	うち児童虐待相談件数：9,367件
平成29年度	決算額：99,734千円	相談件数：24,244件	うち児童虐待相談件数：10,683件

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	使用料・手数料	財産収入	諸収入				
決定額	145,850	4,478	496	152	395			140,329	14,322
前年額	131,528	4,478	64	157	360			126,469	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3335

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B222	児童相談所一時保護所費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童相談所費

事業期間	昭和54年度～	根拠法令	児童福祉法第11条、第12条、第12条の4 児童虐待の防止等に関する法律第4条　等（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業の概要

県内の児童相談所に併設されている4か所の一時保護所の運営を行う。

（1）中央児童相談所一時保護所費　58,523千円
（2）南児童相談所一時保護所費　51,318千円
（3）所沢児童相談所一時保護所費　36,538千円
（4）越谷児童相談所一時保護所費　41,236千円
（5）一時保護環境等改善事業　1,200千円

2　事業主体及び負担区分

(国1/2・県1/2)：生活費、医療費、期末一時扶助（一部）委託料
(県10/10)：上記以外の事業

3　地方財政措置の状況

普通交付税(単位費用)
(区分)社会福祉費(細目)児童福祉費
(細節)児童一時保護所費
(積算内容)一時保護所費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

(本庁)　9,500千円×　0.4人＝　3,800千円
(地域機関)　9,500千円×75.0人＝712,500千円

5　事業説明

（1）事業内容

児童虐待をはじめとした複雑多様化する児童問題に迅速に対応し、児童を良好な環境で一時保護し、児童の健全育成を図る。

（2）事業計画

児童相談所は、必要に応じて以下のような子供を家庭から離して一時保護する（児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条）。

ア　虐待、放任等緊急に保護を要する児童
イ　行動観察を要する児童
ウ　短期的治療指導を要する児童

（3）事業効果

平成25年度	決算額：143,990千円	一時保護児童数：770人	保護延べ日数：36,960日
平成26年度	決算額：138,550千円	一時保護児童数：755人	保護延べ日数：35,215日
平成27年度	決算額：134,301千円	一時保護児童数：751人	保護延べ日数：36,454日
平成28年度	決算額：144,072千円	一時保護児童数：992人	保護延べ日数：40,412日
平成29年度	決算額：153,713千円	一時保護児童数：937人	保護延べ日数：38,728日

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	188,815	38,696	8,950					141,169	24,315
前年額	164,500	38,696	8,454					117,350	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3345

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B157	児童相談所事務室気積確保事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童相談所費

事業期間	平成30年度～平成31年度	根拠法令	事務所衛生基準規則第２条	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

事務所衛生基準規則第２条の気積の規定（職員1人当たり１０㎥）を満たすよう各児童相談所事務室の改修・増築を行う。

（１）南児童相談所（工事）　44,278千円
（２）川越児童相談所（工事）　101,821千円
（３）所沢児童相談所（工事）　98,277千円
（４）熊谷児童相談所（工事）　13,989千円
（５）越谷児童相談所（工事）　108,193千円
（６）越谷児童相談所草加支所（工事）　199,718千円
合　　計　566,276千円

2　事業主体及び負担区分

事業主体：県
負担区分：（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

（本庁）　9,500千円×0.2人＝ 1,900千円
（地域機関）9,500千円×1.1人＝10,450千円

5　事業説明

（１）事業内容

事務所衛生基準規則第２条の気積の規定を満たすよう各児童相談所事務室の改修・増築を行う。

（２）事業計画

南児童相談所　改修（Ｈ３１工事）
川越児童相談所　増築（Ｈ３１工事）
所沢児童相談所　増築（Ｈ３１工事）
熊谷児童相談所　改修（Ｈ３１工事）
越谷児童相談所　増築（Ｈ３１工事）
越谷児童相談所草加支所　改修（Ｈ３１工事）

（３）事業効果

各児童相談所において事務所衛生基準規則の規定を満たす気積が確保される。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		県　債							
決定額	566,276	550,000						16,276	529,029
前年額	37,247	36,000						1,247	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3335

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B139	児童虐待ケア対策強化事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費

事業期間	平成 9年度～	根拠法令	児童虐待の防止等に関する法律第4条、第9条の3、第9条の7 児童福祉法第11条、第12条　等　（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

虐待を受けた児童及びその保護者への心のケア、法的対応の強化、家庭的養護の推進、一時保護所入所児童への学習支援、児童虐待防止に係る啓発等を行い、児童虐待に対する総合的な施策を展開する。

（１）児童相談体制強化事業費　40,380千円
（２）心のケア対策費　17,204千円
（３）一時保護所教育職員配置事業費　18,783千円
（４）児童虐待防止アピール事業　3,046千円
（５）未成年後見人支援事業　3,771千円
（６）立入調査等対策費　208千円

2　事業主体及び負担区分

(県10/10)：上記（4)のうちＣＡＰプログラム、(7)
(国1/2・県1/2)：上記以外の事業

3　地方財政措置の状況

普通交付税(単位費用)
(区分)社会福祉費(細目)児童福祉費(細節)児童相談所費(積算内容)児童虐待・DV対策等総合支援事業
(細節)児童一時保護所費(積算内容)一時保護所費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

(本庁)　9,500千円×1.0人＝9,500千円
(地域機関)　9,500千円×5.4人＝51,300千円

5　事業説明

(1)　事業内容、事業計画

ア　児童相談体制強化事業費
(ｱ) 保護者の心理ケア推進事業　保護者の心理ケアを行う心理相談員(非常勤)を各児童相談所に1名ずつ配置
(ｲ) 児童相談法的対応強化事業　各児童相談所での弁護士相談、訴訟対応費用、家庭裁判所申立てに係る費用
(ｳ) 権利擁護機能強化事業・外部専門家スーパーバイズ機能強化事業
性的虐待が疑われる事案について被害確認面接を実施、専門知識を有する外部専門家から指導・助言を受ける
(ｴ) 重大事例検証委員会運営事業　重大事例を検証し再発防止を図るため有識者による委員会を開催する

イ　心のケア対策費
(ｱ) 一時保護所心理職員配置費　児童の心理ケアを行う心理職員(非常勤)を各一時保護所に1名ずつ配置
(ｲ) 児童相談所カウンセリング強化事業
精神科等の嘱託医によるカウンセリングを各児童相談所(中央児童相談所を除く)で実施
(ｳ) 家族再統合のための治療的プログラム事業
a　PCITプログラム
b　MY TREEペアレンツ・プログラム

ウ　一時保護所教育職員配置事業費　学習指導員(非常勤)を各一時保護所に2名ずつ配置

エ　児童虐待防止アピール事業
(ｱ) 児童虐待防止啓発事業　県民に児童虐待の早期通告などの重要性を周知するための啓発活動を実施
(ｲ) ＣＡＰプログラム等事業　子供への暴力防止プログラムの実施

オ　未成年後見人支援事業　未成年後見人の報酬を補助、未成年後見人及び被後見人の損害賠償保険料を補助

カ　立入調査等対策費　臨検・捜索の際の解錠等の費用

(2)　事業効果　虐待を受けた児童及びその保護者への心のケア、法的対応の強化、家庭的養護の推進、一時保護所入所児童への学習支援、児童虐待防止に係る啓発などが図られた。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	83,392	29,329	5,734					48,329	2,113
前年額	81,279	28,534	5,748					46,997	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3335

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B140	児童相談所機能強化事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費

事業期間	平成23年度～	根拠法令	児童虐待の防止等に関する法律第4条 児童福祉法第11条、第12条　等（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業の概要

児童相談所の機能強化を図るため、非常勤の警察官ＯＢ及び虐待相談対応職員を配置する。

（１）児童相談所警察官ＯＢ配置事業
47,487千円

（２）児童相談所虐待相談対応職員配置事業
89,985千円

（３）児童相談所児童虐待対応専門員配置事業
9,741千円

2　事業主体及び負担区分

(国1/2・県1/2)：上記（１）、（２）の職員
(県10/10)：上記（３）の職員

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

（本庁）　9,500千円×0.3人＝ 2,850千円
（地域機関）9,500千円×21人＝199,500千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　児童相談所(支所)に非常勤の警察官ＯＢを配置　14名
イ　児童相談所(支所)に非常勤の虐待相談対応職員を配置　37名
（受付対応相談職員：13名、児童支援職員：9名、保護者支援職員：15名）
ウ　児童相談所に非常勤の児童虐待対応専門員を配置　3名

（２）事業計画

ア　警察官ＯＢ
介入困難な家庭に対する立入調査への同行及び面接への同席、警察との連絡調整等を行う。
イ　虐待相談対応職員
(ｱ) 受付対応相談職員(虐待対応相談員)
電話や窓口での児童虐待相談対応、児童虐待通告受理後の関係機関への調査等を行う。
(ｲ) 児童支援職員(児童心理支援員)
児童や保護者に対して、カウンセリングや親子関係の再構築に向けた支援等を行う。
(ｳ) 保護者支援職員(里親等委託調整員)
里親希望者の新規開拓や、里親登録者の支援等を行う。
ウ　児童虐待対応専門員
児童福祉司による安全確認や家庭訪問への同行等の業務を行う。

（３）事業効果

ア　警察官ＯＢ
平成28年度：9名、平成29年度：9名、平成30年度：14名配置、平成31年度：14名配置
困難事案への適切な対応、警察との連携強化等に効果があった。
イ　虐待相談対応職員
平成28年度：30名、平成29年度：30名、平成30年度：37名配置、平成30年度：37名配置
児童虐待通告への早期対応、カウンセリング実施体制の強化、里親委託の推進等に効果があった。
ウ　児童虐待対応専門員
平成30年度：3名配置　迅速な安全確認や早期の家庭訪問の実現等に効果があった。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	147,213	57,032	17,115					73,066	7
前年額	147,206	60,630	17,159					69,417	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3340

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B141	市町村児童相談体制強化事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費

事業期間	平成23年度～	根拠法令	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律　（任意）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業の概要

市町村に対し職員の研修その他の援助を行い、児童虐待の早期発見及び早期かつ適切な対応の強化を図る。
また、児相ＯＢ職員の市町村派遣により、市町村での児童虐待対応を支援する。

1　キーパーソン養成等事業　679千円
2　市町村職員等の専門性向上事業　1,682千円
3　非常勤職員関係　4,355千円
4　児童虐待防止サポーター養成事業　9,430千円
5　法改正対応研修等事業　19,158千円
6　市町村への人的支援事業　11,245千円

2　事業主体及び負担区分

事業主体：県
負担区分：（県10/10）【1、7、4の一部】
（国1/2、県1/2）【2、3、4、5、6の一部】

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
(区分)社会福祉費(細目)児童福祉費(細節)児童相談所費(積算内容)児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　キーパーソン養成等事業(10～2月)　679千円
市町村で児童家庭相談に応じる職員を対象に研修等を実施する。
イ　市町村職員等の専門性向上事業(5～2月)　1,682千円
児童福祉司任用資格の取得や保護者支援トレーナー養成の講習会を実施する。
ウ　非常勤職員関係（アの非常勤職員関係費用）　4,355千円
エ　児童虐待防止サポーター養成事業　9,430千円
子供と直接接する職種に虐待対応研修を実施する。
オ　法改正対応研修等事業　19,158千円
要対協専門職及び児童福祉司等に対する研修実施、法的対応強化、市町村への指導委託を実施する。
カ　市町村への人的支援事業　11,245千円
虐待対応に精通した児童心理司経験者や警察官ＯＢ等を市町村に派遣し、虐待対応について、助言、同行訪問等の援助を行う。

（2）事業計画

ア　キーパーソン養成事業　前期研修(講義、4日間)、後期研修(児童相談所での実地研修、3日間)
イ　市町村職員等の専門性向上事業
児童福祉司任用資格取得講習(3日間)　保護者支援トレーナー養成講座(年2回、各2日間)
エ　児童虐待防止サポーター養成事業　保育士、幼稚園教諭、主任児童委員等に対する研修
オ　法改正対応研修等事業　要対協専門職研修（講義、４日間）、児童福祉司研修（講義、５日間）
カ　市町村への人的支援事業
(ｱ)　市町村支援員（児童福祉司経験者等）　児童虐待ケースの適切な進行管理等の支援
(ｲ)　市町村心理支援員（児童心理司経験者等）　父母の心理面など家族全体のアセスメントの支援

（3）事業効果　児童虐待の早期発見・早期対応など、児童虐待対応力の強化

（4）県民・民間活力、職員のマンパワーとの連携状況　事業の一部について県内ＮＰＯ法人等を活用

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	46,549	3,655	1,582					41,312	△8,364
前年額	54,913	3,185	476					51,252	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3340

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B142	市町村要対協等支援事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費

事業期間	平成25年度～	根拠法令	児童虐待の防止等に関する法律第4条 児童福祉法第10条、第11条　等（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業の概要

市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の機能強化に要する費用並びに市町村が行う短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業に要する費用の一部を補助する。

（１）要保護児童対策地域協議会支援事業　8,184千円
（２）子育て短期支援事業　2,372千円

2　事業主体及び負担区分

国1/3（県1/3）市1/3

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

（本庁）9,500千円×1人＝9,500千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　要保護児童対策地域協議会支援事業
市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の機能強化に要する費用の一部を補助する。

イ　子育て短期支援事業
市町村が行う以下の事業に要する費用の一部を補助する。

(ｱ) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業
保護者が疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要となった場合等に、児童養護施設等において養育・保護を行う。

(ｲ) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業
保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、児童を養育することが困難になった場合その他緊急の場合において、児童養護施設等において保護し、生活指導や食事の提供等を行う。

（２）事業計画

補助金の交付に係る事務（通年）
対象：63市町村

（３）事業効果

ア　要保護児童対策地域協議会支援事業
県内市町村の要保護児童対策地域協議会の機能が強化されることにより、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に効果が見込まれる。

イ　子育て短期支援事業
一時的に養育が困難となった児童等に対して、適切な施設が養育・保護を行うことにより、児童及び家庭の福祉の向上に効果が見込まれる。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	10,556							10,556	0
前年額	10,556							10,556	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3335

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B144	児童虐待対応医療ネットワーク事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費

事業期間	平成28年度～	根拠法令	児童虐待防止法第4条（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業の概要

児童の安心・安全を確保するため、医療分野での児童虐待に関する理解を深めるとともに、早期相談、通告体制の整備を図る。

（１）児度虐待対応医療ネットワーク事業　3,151千円

2　事業主体及び負担区分

（国1/2・県1/2）拠点病院0

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
（区分）社会福祉費（細目）児童福祉費（細説）児童相談所費（積算内容）児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

（本庁）　9,500千円×0.2＝　1,900千円

5　事業説明

（１）事業内容

児童虐待対応について詳しくノウハウのある拠点病院（県立小児医療センターを予定）に児童虐待専門コーディネーターを配置し、医療機関からの児童虐待相談窓口を明確化する。

児童虐待診断や対応に慣れている専門医によるコンサルタント体制をつくる。

（２）事業計画

○　事業について医療機関への周知を行う。

○　地域の医療機関からの相談、研修は、児童虐待対応に知識、経験を有する拠点病院（県立小児医療センターを予定）に委託する。

・児童虐待専門コーディネーター（ソーシャルワーカー）の配置
・医療機関からの児童虐待対応に関する相談への助言等
・児童相談所からの医療的相談への助言等
・児童虐待対応能力向上のための医療機関向け研修　年３回
・拠点病院における児童虐待対応体制の整備

（３）事業効果

・地域の医療機関における児童虐待への対応力の強化
・医療・福祉・保健関係者の連携強化

（４）県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況

児童虐待対応に関する経験の豊富な地域の医療機関を活用

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	3,151	1,530						1,621	△1
前年額	3,152	1,514						1,638	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3335

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B145	警察との連携強化事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費

事業期間	平成31年度～	根拠法令	児童福祉法第11条、12条 児童虐待の防止等に関する法律第4条　等（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、警察との情報共有に係る新たなシステムを整備し、警察との連携をより一層強化する。

（1）警察との連携強化事業　　28,408千円

2　事業主体及び負担区分

実施主体：県
負担区分：（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.5人＝4,750千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　虐待情報共有システム（仮称）の構築
児童相談所における業務支援システム運用について高い専門性を有する民間業者に開発業務を委託し、警察との情報共有のための虐待情報共有システム（仮称）を構築する。

イ　配線工事等
新たなシステム導入のため、必要な配線工事を行う。（県内警察署が対象）

（2）事業計画

（平成31年度）
・　システムの設計、構築、工事、機器設置
・　システム稼働に向けた試行

（平成32年度）
・　システムの本稼働開始

（3）事業効果

・ データ更新が毎日可能となる。（速達性の向上により、リアルタイムに共有）
・ 家族状況等詳細な情報を共有できる。（情報共有の範囲拡大により、的確にリスク等を共有）
・ 児童相談所と警察署が直接つながる。（ダイレクトに児童相談所、警察が双方の対応状況等を共有）

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	28,408							28,408	28,408
前年額	0							0	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3335

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B147	児童の安全確認強化事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費

事業期間	平成31年度～	根拠法令	児童福祉法第11条、第12条 児童虐待の防止等に関する法律第4条、第8条　等（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

児童虐待対応における児童の安全確認に際して、民間が担える業務を外部委託することで、児童相談所が行う児童の安全確認を強化するもの。

（1）児童の安全確認強化事業　　18,313千円

2　事業主体及び負担区分

実施主体：県
負担区分：（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

（本庁）　　9,500千円×0.5人＝4,750千円
（地域機関）9,500千円×　1人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容
・　児童虐待通告のうち、泣き声での通告などリスクが低いと児童相談所が判断したものについて、外部の民間団体に家庭訪問などの安全確認業務を委託する。

（2）事業計画
・　業務内容について現場の意見も踏まえ、マニュアルを作成する。
・　業務委託にあたり実地研修等を実施する。
・　児童相談所と十分な連携を図り、家庭訪問などの児童の安全確認業務を行う。

（3）事業効果
・　職員が不在でも、迅速な安全確認ができる。
・　児童相談所の職員がリスクの高い事案の対応に力を注げる。

＜想定される件数＞
・　2か所の児童相談所において年間で400件程度（近隣からの泣き声での通告などで委託可能なもの）

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	18,313							18,313	18,313
前年額	0							0	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：児童権利擁護担当
内線：834-8755

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B137	子供の権利擁護事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子供の権利擁護事業費

事業期間	平成14年度～	根拠法令	埼玉県子どもの権利擁護委員会条例　第３条（義務）	宣言項目	
				分野施策	061456　人権の尊重

1　事業概要

大きな社会問題となっている児童虐待やいじめ、体罰等、子供の権利を著しく侵害する行為に対応するために子どもの権利擁護委員会を運営し、子供を権利侵害から救済する。

(1) 子どもの権利擁護委員会の運営　3,891千円
(2) 子供の権利擁護啓発　439千円

2　事業主体及び負担区分

(1) 実施主体　県
(2) 負担区分　県(10/10)及び一部国（定額）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.7人＝16,150千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　子供の権利擁護事業費　242千円
イ　子供の権利擁護事業費（委員・調査専門員報酬等）　3,649千円
ウ　子供の権利擁護啓発事業費（ＰＲ用カード・リーフレットの作成配布）　439千円

（2）事業計画

子どもの権利擁護委員会での審議見込案件数　100件　（平成27年度 84 平成28年度 116　平成29年度 89）
委員会開催予定回数　18回　（平成27年度 18　平成28年度 18　平成29年度 18）
調査・調整活動見込回数　76回　（平成27年度 55　平成28年度 73　平成29年度 45）

（3）事業効果

電話相談から委員会につながった子供の権利侵害に関する相談については、委員会による面接相談や調査・調整活動を通じてほぼ全ての事案について一定の改善が見られている。

平成27年度　継続案件　6　新規案件 12　計　18　（終結案件 11　次年度継続案件　7）
平成28年度　継続案件　7　新規案件 13　計　20　（終結案件　7　次年度継続案件 13）
平成29年度　継続案件 13　新規案件　2　計　15　（終結案件 12　次年度継続案件　3）

（4）県民・民間活力。職員マンパワーの活用、他団体との連携状況

教育委員会、学校、児童相談所等と連携を図り、権利侵害の早期解決を図っている。

（5）その他

【子どもの権利擁護委員会の概要】
○委員（３名）
委員会において調査専門員からの報告を受け、今後の方針を審議し、調査専門員へ指示する。委員会は、改善が見られない機関等について、必要に応じ、勧告や意見表明、公表等を行うことができる。
○調査専門員（４名）
電話相談から引き継いだ権利侵害事案について、面接相談や委員会の指示により調査・調整等を行い、その結果を委員会へ報告する。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	4,330	313						4,017	△38
前年額	4,368	313						4,055	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3335

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B138	休日夜間児童虐待通報ダイヤル事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	休日夜間児童虐待通報対策事業費

事業期間	平成18年度～	根拠法令	児童虐待の防止等に関する法律第4条、第6条 児童福祉法第25条、第25条の6（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、児童相談所に休日、夜間等に対応できる児童虐待専用の電話通告窓口を設置する。

（1）休日夜間児童虐待通報ダイヤル事業　22,737千円

2　事業主体及び負担区分

（国1/2・県1/2）

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
（区分）社会福祉費（細目）児童福祉費（細節）児童相談所費（積算内容）児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

（本庁）　9,500千円×0.1人＝　950千円
（地域機関）9,500千円×2.0人＝19,000千円

5　事業説明

（1）事業内容

休日、夜間等の児童相談所の業務時間外においても児童虐待通告を受理できるよう、専用の電話通報窓口を設置

・平日：18:15～翌8:30
・土日、祝日：24時間

（2）事業計画

ア　電話通報窓口に児童福祉分野や教育分野などの職務経験を有する非常勤職員を配置（5人が交代で勤務）
イ　非常勤職員が勤務できない場合や入電数が多い日には、あらかじめ登録したサポートスタッフを配置
ウ　緊急対応を要する通告があった場合は、児童相談所の当番職員の携帯電話に連絡し、児童相談所が対応
エ　情報共有と事例研究のため、2か月に1回連絡会議を開催

（3）事業効果

ア　平成26年度
受付件数：1,066件（虐待通告：705件、虐待以外の相談：361件）
即日訪問・安否確認：9件、緊急一時保護：22件、110番通報：5件

イ　平成27年度
受付件数：1,170件（虐待通告：788件、虐待以外の相談：382件）
即日訪問・安否確認：12件、緊急一時保護：21件、110番通報：16件

ウ　平成28年度
受付件数：1,404件（虐待通告：868件、虐待以外の相談：536件）
即日訪問・安否確認：5件、緊急一時保護：11件、110番通報：10件

エ　平成29年度
受付件数：1,293件（虐待通告：788件、虐待以外の相談505件）
即日訪問・安否確認：14件、緊急一時保護：18件、110番通報：15件）

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	22,737	6,743	2,011					13,983	8
前年額	22,729	5,467	2,017					15,245	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：養護担当
内線：3331

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B223	入所施設児童保護措置費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費

事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第２７条、第４５条及び第５０条（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

児童相談所長が、児童を施設に入所措置、里親に委託措置、一時保護委託した場合、又はファミリーホームの実施者に委託した場合、及び義務教育修了児童等を自立援助ホームの実施者に委託した場合、それぞれ必要な事務費・入所児童の生活諸費等を支弁する。

(1)入所施設児童保護措置費　　8,163,060千円
(2)社会的養護自立支援事業　　39,800千円

2　事業主体及び負担区分

社会福祉法人等（国１／２・県１／２）

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
（区分）社会福祉費　（細目）児童福祉費
（細部）児童措置費　（積算内容）児童福祉施設扶助費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×１人＝9,500千円

5　事業説明

（１）入所施設児童保護措置費（国1/2）

ア　事業内容

○児童保護措置費　：事務費（職員人件費、施設管理費）及び事業費（措置児童の生活費、教育費等）
○医療費審査支払委託料　：措置費のうち医療に係る経費について、レセプトの審査の委託等に要する費用

イ　事業効果

○支弁額実績
平成27年度決算：6,043,732千円、平成28年度決算：6,446,063千円、平成29年度決算：6,933,619千円
○措置児童数実績
児童養護施設9,589人、乳児院1,997人、里親2,457人、児童心理514人、自立援助ﾎｰﾑ402人、ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ835人

ウ　事業計画

○平成31年度在籍延べ措置児童数見込み
児童養護施設9497人、乳児院2,437人、里親2,644人、児童心理548人、自立援助ﾎｰﾑ786人、ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ1,336人
○平成31年度施設数の変動見込み（カッコ内は平成30年度）
乳児院6か所（4）、自立援助ホーム10か所（6）、ファミリーホーム23か所（17）他は変動予定無し。

（２）社会的養護自立支援事業

国は平成29年度から施設等への入所措置者で18歳（措置延長の場合20歳）到達により措置解除された者のうち、支援が必要な者については、22歳に達する年度末まで自立のための支援を継続して行うための事業を開始した。
対象者が継続して施設等で生活できるように施設に住居費、生活費を支給する。また、自立のための計画を支援コーディネーターが作成し、対象者へ自立に向けた支援を行うものである。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	分担金・負担金	諸収入					
決定額	8,202,860	4,072,112	20,420					4,110,328	1,120,987
前年額	7,081,873	3,507,799	27,256	509				3,546,309	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：養護担当
内線：3331

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B224	母子生活支援施設・助産施設児童保護措置費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費

事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第50条、第51条及び第55条（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

県福祉事務所長及び市福祉事務所長が、母子(妊産婦)を母子生活支援施設(助産施設)へ入所させた場合に、必要な費用を支弁する。

(1)委託料(県入所措置分)　35,979千円
(2)県費負担金(市入所措置分)　49,638千円

2　事業主体及び負担区分

1(国1／2・県1／2)
2(国1／2・県1／4・市1／4)

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
（区分）社会福祉費（細目）児童福祉費
（細節）児童措置費
（積算内容）助産施設、母子生活支援施設（1/2）

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.1人＝950千円

5　事業説明

(1)目的

県及び市の福祉事務所が、母子家庭等の母子を母子生活支援施設に措置した場合、また、妊産婦を助産施設に措置した場合に、必要な費用を支弁する。

(2)事業計画

○委託料(県入所措置分)　35,979千円
県福祉事務所が母子生活支援施設・助産施設に措置した場合、かかる費用のうち2分の1を県が負担する。
母子生活支援施設：平成31年度入所見込世帯(者)数77世帯(208人)
助産施設：平成31年度入所見込数3人

○県費負担金(市入所措置分)　49,638千円
市福祉事務所が母子生活支援施設・助産施設に措置した場合、かかる費用のうち4分の1を県が負担する。

(3)事業効果

平成２７年度実績　66,145千円　母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ)：393世帯・ 73人
平成２８年度実績　68,395千円　母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ)：427世帯・ 91人
平成２９年度実績　76,514千円　母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ)：525世帯・ 66人

(4)その他

入所者の居住地により、保護の実施主体が異なる。
町村在住：県福祉事務所
市在住：市福祉事務所

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	分担金・負担金						
決定額	85,617	17,982	15					67,620	17,845
前年額	67,772	16,426	17					51,329	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：養護担当
内線：3332

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B150	児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童自立支援総合対策事業費

事業期間	平成11年度～平成35年度	根拠法令	児童福祉法第50条、埼玉県虐待禁止条例第19条、児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金交付要綱　等	宣言項目	
				分野施策	

1　事業概要

児童養護施設等において児童の社会性の醸成、感染症予防、優良な職員の確保等の対策を総合的に行うことにより、入所児童の自立支援と施設機能強化を図る。
また、児童養護施設等の施設長・職員の資質向上を図るための研修を実施する。
その他、平成31年度は都道府県社会的養育推進計画の策定を有識者、施設・里親等の意見を聞いて策定する。

2　事業主体及び負担区分

子どもの暮らし応援事業費のうち児童自立支援対策費、基幹的職員研修費及び職員の資質向上研修費（国1/2・県1/2）
他事業費(県10/10)

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
(区分)社会福祉費(細目)児童福祉費(細節)児童相談所費(積算内容)児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.2人＝1,900千円

5　事業説明

（1）目的

県内の児童養護施設等が、社会性の醸成、感染症予防及び優良な職員の確保等の対策を総合的に行うことにより、施設の機能強化を図り、入所児童の自立支援に関する取組を進めるよう支援する。

（2）事業内容

ア　子どもの暮らし応援事業費

【施設入所児童等健全育成推進事業費】
①　入所児童等生活環境改善費
②　入所児童等社会活動支援費
③　入所児童等教育推進費
④　賠償責任保険掛金助成費

【民間児童養護施設等人材確保対策事業費】
⑤　施設入所高齢児童等支援対策費
⑥　児童自立支援対策費

【その他】
⑦　乳幼児突然死症候群予防対策費
⑧　基幹的職員研修事業費
⑨　児童虐待防止に関する施設職員等研修事業費
⑩　都道府県計画策定費

（3）事業効果

平成27年度実績　110,085千円　対象施設等数：48ヶ所
平成28年度実績　138,989千円　対象施設等数：53ヶ所
平成29年度実績　108,095千円　対象施設等数：53ヶ所

（4）主な変更事項

・定員外入所対策費　⇒31年度から廃止。処遇困難児童受入促進事業において対応

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	74,698	16,525						58,173	△5,340
前年額	80,038	5,963						74,075	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：養護担当
内線：3331

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B151	児童養護施設退所者を１０年支える自立支援事業（ささえーる）	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童自立支援総合対策事業費

事業期間	平成28年度～平成34年度	根拠法令	児童福祉法第４１条	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

児童養護施設退所者等の支援の中核となる「退所者支援センター」を運営する。
また、施設への就労支援チームの派遣、「希望の家」事業による大学・専門学校等進学者への支援を行い、退所児童等の自立支援を総合的に推進する。

(1) 退所者支援センター事業　7,713千円
(2) 就労支援チーム派遣事業　5,551千円
(3) 希望の家事業　16,664千円

2　事業主体及び負担区分

国１／２、県１／２

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
（区分）社会福祉（細目）児童福祉費（細節）児童相談所（積算内容）児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1人＝9,500千円

5　事業説明

（１）事業目的

児童養護施設退所者等の支援の中核となる「退所者支援センター」を運営する。
また、施設への就労支援チームの派遣、「希望の家」事業による大学・専門学校等進学者への支援を行い、退所児童等の自立支援を総合的に推進する。

（２）事業内容

ア　退所者支援センター事業

退所者支援センターでは、支援員がメール、電話、来所による退所者等の相談に応じるとともに、退所者が気軽に立ち寄れる部屋を設け、仕事や生活の中で抱える不安の相談に応じたり、退所者の仲間同士が集い、交流していく場を運営する。
平成29年7月にさいたま市中央区（JR埼京線与野本町駅近く、埼玉県社会福祉士会事務局となり）に「クローバーハウス」という名称で開設した。
平成29年度から30年度は公益社団法人埼玉県社会福祉士会に事業運営を委託している。

イ　就労支援チーム派遣事業

入所中から模擬面接や就労体験等の機会を提供するとともに、退所者には離職時の職業紹介、職場訪問による定着支援等、個別の事情に応じた支援を行う。
平成29年度まではNPO法人ワーカーズコープに委託、平成30年度からは一般社団法人青少年自助自立支援機構に委託している。

ウ　希望の家事業　※フェアスタート応援事業（平成30年度）から平成29年度の事業体系に戻した

児童養護施設等を退所、又は里親等の委託を解除となった児童で、大学、専門学校等に進学した者を対象に、在学中、低額の住居を貸し付け、あわせて支援員による生活相談などの支援を提供し、もって親からの支援（精神面・経済面）に乏しい退所者が一人暮らしをし通学、卒業できるよう支援していく。
平成27年度に開設し、現在まで公益社団法人埼玉県社会福祉士会に事業運営を委託している。
平成29年度、30年度は県内4カ所に4人（1人1室）分、計4×4＝16人分を確保し、運営している。

（３）事業効果

退所者の就業・進学継続100％を目指す。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	29,928	14,963						14,965	16,664
前年額	13,264	6,631						6,633	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：養護担当
内線：3331

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B152	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童自立支援総合対策事業費

事業期間	平成28年度～	根拠法令	児童福祉法第41条（任意）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

児童養護施設等を退所後すぐに就業する者又は大学等において高等教育を受ける者に対し、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための資金の貸付を行う。

（1）児童養護施設退所者等自立支援貸付事業費
4,070千円

2　事業主体及び負担区分

県１０／１０

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.3人＝2,850千円

5　事業説明

（1）事業内容

児童養護施設退所者等の中には、保護者がいない又は保護者の養育拒否等により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学に追い込まれる者もおり、また、保護者からの援助がないために就職に必要な資格の取得が困難な場合がある。

このため、児童養護施設等を退所後すぐに就業する者又は大学等において高等教育を受ける者等に対し、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための支援を早急に進めることを目的とし、資金の貸付を行う。

（2）事業計画

県社会福祉協議会に業務を委託し、貸付原資を積立金として補助する。県社会福祉協議会は、対象となる児童に対して貸し付けを行うとともに、家計相談等の実施を通じて、貸付金の償還に向けた助言指導を行う。

（3）事業効果

児童養護施設退所者等の離職率や大学等の中退率の低下が見込まれる。

（4）退所者アフターケア事業との連携状況

既に実施している「未来へのスタート応援事業」及び「希望の家事業」の受託事業者との協力を通じて、児童養護施設退所者等の自立を支援する。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	4,070							4,070	△205
前年額	4,275							4,275	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：養護担当
内線：3331

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B153	施設入所児童フェアスタート応援事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童自立支援総合対策事業費

事業期間	平成30年度～平成34年度	根拠法令	児童福祉法第50条(措置費等の支弁)	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

児童養護施設等の高校生入所児童の学習費、部活動費等を補助し、学力を向上させ、自己肯定感、自立能力を高められるよう支援する。
さらに、児童養護施設を支援する企業等と支援を希望する施設をつなぐ窓口を設置し、広報する。

入所児童等学習環境改善事業　27,100千円

2　事業主体及び負担区分

県　10/10

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業目的

平成29年度末の児童養護施設の児童の大学等進学率は25.7%で全国平均の73.2%、生活保護世帯平均の33.4%より低い。
また正規雇用率も平成29年度末は93.8%と前年度末の83.3%より改善したものの低く(高卒者全国平均99%)、就職後3年以内の離職率が74.4%と高い(高卒者全国平均40%)。
さらに退所児童は退所後すぐに自立しなければならないことも一般家庭に比べると経済面でも精神面でも重い負担となっている。
そうした児童の社会へ出るスタートラインでの格差を解消し、ひいては大学等進学率や離職率の改善につなげていくため、高校生の学習、進学費用、部活動等の生活を補助により支援する。

（2）事業内容

入所児童等学習環境改善事業
児童養護施設等の高校生入所児童の学習費、大学受験料等を補助し、入所児童の学力向上を目指す。
また、部活動費、定期代、社会活動参加費、その他高校生活費を補助し、入所児童が充実した高校生活を送り、自己肯定感、自立能力を高められるよう支援する。

（3）事業効果

平成33年度までに退所者等の大学進学率27%を達成する。（5か年計画目標値）
また、進学者の中退率0%、就職者の就業継続100%を目指す。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	27,100							27,100	△31,498
前年額	58,598	8,799						49,799	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：養護担当
内線：3331

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B156	児童養護施設等高機能化促進事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童自立支援総合対策事業費

事業期間	平成31年度～平成35年度	根拠法令	児童福祉法第50条	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

児童養護施設、乳児院の人員体制を強化し、ケアニーズが高い児童、緊急の入所措置を要する児童の受入を促進するため、施設職員人件費等に対して県が補助する。
(1)児童養護施設の高機能化、児童受入の促進
6,840千円（県10/10）
(2)乳児院の高機能化、重症心身障害児・病虚弱児の受入及び緊急受入の促進
40,520千円（国1/2・一部県10/10）
(3)重症心身障害児受入に係る医療器具
383千円（県10/10）

2　事業主体及び負担区分

(1)社会福祉法人（県10/10）
(2)社会福祉法人（国1/2・一部県10/10）
(3)社会福祉法人（県10/10）

3　地方財政措置の状況

(1)(3)なし
(2)国補助分のみ普通交付税（区分）社会福祉費
（細目）児童福祉費（細節）児童相談所
（積算内容）児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業目的
・　児童養護施設では心理的ケアを必要とする児童が増加傾向にある。
・　また、乳児院では心身障害児、病虚弱児等が増加傾向にある中、県内唯一かつ県の看護師加配補助により重症心身障害児を受け入れている済生会川口乳児院を核として、医療的ケアの充実を図る。
・　さらに乳児院の、一時保護等の緊急受入体制を整備する。

（2）事業内容
①児童養護施設高機能化促進事業　6,840千円
・医師等派遣補助
医師の上記受入施設等への訪問費用（月1回以上）と、同行する補助職員（精神保健福祉士等）の人件費を補助し、心理的ケア、助言を行う。

②乳児院高機能化促進事業　40,903千円
・川口乳児院機能強化補助
重症児の受入、他の乳児院への指導に当たる看護師5名の人件費補助。
うち1名については国の医療連携担当看護師補助（国庫1/2）を活用し、人件費を補助。
また1名については、新たに他の乳児院の指導担当看護師として配置。
人件費補助とあわせて医療器具整備費を補助。
・定員外緊急受入補助
乳幼児の定員外受入（年間延べ1600人日）のため、保育士人件費を補助。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	47,743	3,127						44,616	47,743
前年額	0							0	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3324

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B148	里親委託推進事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	里親制度推進費

事業期間	昭和50年度～	根拠法令	里親支援事業実施要綱	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

要保護児童に対して、家庭的な環境のもとで愛着形成を図ることができる里親への委託を推進することが重要である。

今後、さらに里親委託を推進するため、委託可能な里親の拡大及び里親への支援を図る必要がある。

そこで、登録里親への委託推進及び受託里親の支援を実施する。

(1) 里親しっかりサポート事業　27,210千円
(2) 里親支援事業　4,039千円
(3) 里親制度推進費　5,456千円
(4) 里親等委託率向上強化事業　43,960千円

2　事業主体及び負担区分

（県10/10）：(3)、(2)及び(4)の一部
（国1/2、県1/2）：(1)及び(2)、(4)の一部

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
(区分)社会福祉費(細目)児童福祉費(細節)児童相談所費(積算内容)児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

（本庁）9,500千円×1.5人＝14,250千円
（地域機関）9,500千円×1.7人＝16,150千円

5　事業説明

(1) 事業内容

ア　里親しっかりサポート事業　27,210千円
(ア)受託前後の里親支援事業　(7,210千円)
民間との協働により、未委託里親・委託直後里親への一貫したサポートを実施
(イ)里親フォスタリング事業　(20,000千円)
養育里親のリクルート、マッチング及び委託後のサポートを包括的に実施（越谷児童相談所管内）

イ　里親支援事業　4,039千円
(ア)里親委託推進・支援等事業　(98千円)
里親委託等推進委員会の開催
(イ)里親制度普及促進事業　(3,941千円)
里親入門講座、委託直後研修、課題別研修の実施

ウ　里親制度推進事業　5,456千円
特別里親手当、里親賠償責任保険料等の補助

エ　里親等委託率向上強化事業　43,960千円
(ア)里親フォスタリング事業（エリア拡大）(24,000千円)
(イ)里親委託強化推進事業　(19,960千円)
各児相に専任の非常勤職員を配置、施設と連携し、実親の同意向上等により、里親委託の推進を強化する取組を行う。
(ウ)高年齢児里親委託推進事業　(0千円)
里親対象の高年齢児の受託についての学習会や施設に入所中の中・高校生を対象に家庭生活についての学習会の開催等により、高年齢児を里親委託につなげるための支援を実施
(エ)里親トライヤル事業　(0千円)
未委託里親等が短期で子供を受託し、実親の里親に対する理解を促進するとともに、未委託里親のスキルアップを図る。

(2) 事業計画

ア　事業の目標　里親等委託率の向上
イ　達成水準　平成31年度までに里親等委託率を21％まで引き上げる。（埼玉県子育て応援行動計画）

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	80,665	36,151	2,196					42,318	35,927
前年額	44,738	18,471						26,267	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：総務・児童相談担当
内線：3335

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B149	妊産婦支援による養子縁組推進事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	里親制度推進費

事業期間	平成30年度～	根拠法令	児童福祉法第6条の4、産前・産後母子支援事業（モデル事業）実施要綱	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

子供にとって永続的な関係に基づく家庭養育が最も重要である。特に支援が必要な特定妊婦に対して養育や養子縁組の相談・支援を行う仕組みを構築し、特別養子縁組など子供の家庭養育の推進を図る。

(1)特別養子縁組推進モデル事業　　7,068千円

2　事業主体及び負担区分

（国1/2）：特別養子縁組推進モデル事業

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
（区分）社会福祉費（細目）児童福祉費（細説）児童相談所費（積算内容）児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.7人＝6,650千円

5　事業説明

（1）事業内容

支援が必要な妊産婦が安心して出産し、すべての子供が「家庭」で育つ社会を目指し、特別養子縁組等の推進を図る。

特別養子縁組推進モデル事業

産科医療機関等にコーディネーターを配置し、養育に支援が必要な妊婦のための相談窓口を開設する。

児童相談所等の関係機関と連携し、出産後の生活や特別養子縁組の相談に対応する。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	7,068	3,534						3,534	40
前年額	7,028	7,028						0	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：養護担当
内線：3331

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B225	埼玉学園運営費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	埼玉学園費

事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第３５条、第４４条、同法施行令第３６条（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境、その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童に応じて必要な指導を行いその自立を支援する。

（１）埼玉学園運営費　56,473千円

2　事業主体及び負担区分

（県１０／１０）
国庫負担金対象分（国１／２・県１／２）

3　地方財政措置の状況

単位費用算定あり
「第四節　厚生労働費」
「第二款　社会福祉費」
「２　児童福祉費」「（２）児童措置費」

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.15人＝1,425千円

5　事業説明

（１）施設設置の目的

児童福祉法第44条に定める児童自立支援施設として、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境、その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させ、その自立を支援し、退所した者について相談、援助を行う。

（２）事業内容

ア　生活指導
小舎夫婦制を採用しており、職員が児童と起居を共にしながら、家庭的な雰囲気のもと、児童の生活全般に関わるしつけ、情緒の安定、社会性の涵養等のため、個別指導及び集団指導を行う。

イ　学科指導
平成１４年度から学園内に学校を設置し、施設職員と学校教員が協働して、少人数による指導、ティームティーチングや習熟度別学習の実施等、入所児童の特質を踏まえた教育を展開している。

ウ　職業指導
園内での農業指導や園外での職場実習を通じ、健全な職業生活を営むのに必要な態度、習慣等を習得させる。

エ　その他
学園内外での、遠足、キャンプ、スキー訓練、各種スポーツ大会、体育祭、文化祭等を行う。
また、被虐待児の入所が増加しているため、嘱託の精神科医や心理専門員等が連携し、児童の精神的、心理的ケアを行う。

（３）効果

平成２７年度	決算：39,611千円	退園時の就職、進学、復学者の割合：84.6%
平成２８年度	決算：43,292千円	退園時の就職、進学、復学者の割合：78.3%
平成２９年度	決算：49,982千円	退園時の就職、進学、復学者の割合：90.9%

（４）事業計画（目標値）

退園時の就職、進学、復学者の割合	80.0%
退園者数	38人

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	使用料・手数料	諸収入					
決定額	56,473	14,369	34	6,126				35,944	△310
前年額	56,783	14,374	34	6,142				36,233	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：養護担当
内線：3331

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B226	埼玉学園処遇費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	埼玉学園費

事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第３５条、第４４条、同法施行令第３６条（義務）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境、その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童に応じて必要な指導を行いその自立を支援する。

（１）埼玉学園処遇費　98,197千円

2　事業主体及び負担区分

（県１０／１０）
国庫負担金対象分（国１／２・県１／２）

3　地方財政措置の状況

単位費用算定あり
「第四節　厚生労働費」
「第二款　社会福祉費」
「２　児童福祉費」「（２）児童措置費」

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.15人＝1,425千円

5　事業説明

（１）施設設置の目的

児童福祉法第44条に定める児童自立支援施設として、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境、その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させ、その自立を支援し、退所した者について相談、援助を行う。

（２）事業内容

ア　生活指導
小舎夫婦制を採用しており、職員が児童と起居を共にしながら、家庭的な雰囲気のもと、児童の生活全般に関わるしつけ、情緒の安定、社会性の涵養等のため、個別指導及び集団指導を行う。

イ　学科指導
平成１４年度から学園内に学校を設置し、施設職員と学校教員が協働して、少人数による指導、ティームティーチングや習熟度別学習の実施等、入所児童の特質を踏まえた教育を展開している。

ウ　職業指導
園内での農業指導や園外での職場実習を通じ、健全な職業生活を営むのに必要な態度、習慣等を習得させる。

エ　その他
学園内外での、遠足、キャンプ、スキー訓練、各種スポーツ大会、体育祭、文化祭等を行う。
また、被虐待児の入所が増加しているため、嘱託の精神科医や心理専門員等が連携し、児童の精神的、心理的ケアを行う。

（３）効果

平成２７年度　決算：81,617千円　退園児の就職、進学、復学者の割合：84.6%
平成２８年度　決算：70,312千円　退園児の就職、進学、復学者の割合：78.3%
平成２９年度　決算：77,338千円　退園児の就職、進学、復学者の割合：90.9%

（４）事業計画（目標値）

退園時の就職、進学、復学者数の割合　80.0%
退園者数　38人

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	分担金・負担金	諸収入					
決定額	98,197	42,810	3,085	7,634				44,668	△1,028
前年額	99,225	41,565	3,231	7,686				46,743	

平成31年度予算見積調書

課室名：こども安全課
担当名：養護担当
内線：3331

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B158	児童福祉施設整備助成費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	児童福祉施設整備助成費

事業期間	昭和38年度～	根拠法令	児童福祉法第５６条の２、次世代育成支援対策推進法第１１条、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（国）	宣言項目	
				分野施策	010103　児童虐待防止・児童養護対策の充実

1　事業概要

①虐待を受けた児童や保護者のいない児童に家庭的で安全な養育の場を提供するため、児童福祉施設の整備を行い、生活環境の確保を図る社会福祉法人に対し、施設整備補助金を交付する。
②児童自立支援施設埼玉学園の老朽化したプールを改築するため設計を行う。

児童福祉施設整備助成費　160,861千円

2　事業主体及び負担区分

① 国１／２・県１／４（社会福祉法人１／４）
② 国１／２・県１／２

3　地方財政措置の状況

社会福祉施設整備事業債　充当率80%

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500×1人＝9,500千円

5　事業説明

（１）目的

虐待等により家庭での養育が困難な児童に養育の場を提供するため児童福祉施設を確保する。

（２）必要性

ア　乳児院創設事業

乳児院の入所率が100%を超える状態が続いている。乳児の保護は緊急を要することが多く、命に関わる可能性も高いことから、受入枠確保のため乳児院２か所を創設する費用の一部を補助するもの。

イ　一時保護児童受入体制整備事業

一時保護された児童が落ち着いて過ごせる空間を確保するため、一時保護委託先となる児童養護施設に当該児童のケアに適した居室等を整備する費用の一部を補助するもの。

ウ　埼玉学園プール改築事業

プール設置から４７年が経過し、耐用年数を超過している。老朽化も進行しており、本体の腐食、躯体の損傷などの不具合も生じ、部分的な修繕では安全性が確保できないため改築するもの。

（３）事業計画

ア　乳児院創設事業　２か所
イ　一時保護児童受入体制整備事業　１か所
ウ　埼玉学園プール改築事業　１か所

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	県　債						
決定額	160,861	96,458	64,000					403	△23,872
前年額	184,733	123,156	61,000					577	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3349

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B309	保育関係団体補助	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉事業費

事業期間	昭和44年度～	根拠法令	(1)埼玉県保育士会補助金交付要綱 (2)埼玉県保育協議会補助金交付要綱	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業概要

（1）埼玉県保育士会が行う研修、研究及び講習会等に要する経費を助成する。
　　埼玉県保育士会補助金　150千円

（2）埼玉県保育協議会が行う研修、研究及び会報発行事業等に要する経費を助成する。
　　埼玉県保育協議会補助金　50千円

2　事業主体及び負担区分

埼玉県保育士会（県10/10）団体0
埼玉県保育協議会（県10/10）団体0

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.4人＝3,800千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　埼玉県保育士会補助　150千円
　埼玉県保育士会が行う研修、研究及び講習会等に要する経費を助成する。

イ　埼玉県保育協議会補助　50千円
　埼玉県保育協議会が行う研修、研究及び会報発行事業等に要する経費を助成する。

（2）事業計画

ア　埼玉県保育士会補助
　研修会の開催（年４回）、広報啓発活動の実施（会報「ほいくしかいだより」の発行。年３回）に対する補助

イ　埼玉県保育協議会補助
　埼玉県保育研究大会の開催。民間保育所長研修会ほか研修会の開催。広報啓発活動の実施（会報「保育さいたま」の発行。年１回）に対する補助

（3）事業効果

保育士の資質向上を図るとともに、保育内容、運営の向上及びその適正化を図ことにより保育内容の向上が図られる。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	200							200	0
前年額	200							200	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：子育て環境整備担当
内線：3322

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B130	彩の国子供応援ネットワークづくり事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉事業費

事業期間	平成30年度～平成31年度	根拠法令	子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条、第11条、第12条、第13条	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業概要

子供の居場所づくりに取り組む社会福祉協議会、ＮＰＯ等の好事例を紹介し、団体間のネットワーク化を図るとともに、支援団体が連携して子供の貧困対策に取り組めるよう、県が支援する。

（１）彩の国子供応援ネットワークづくり事業
5,086千円

2　事業主体及び負担区分

（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.4人＝3,800千円

5　事業説明

（１）事業内容

彩の国子供応援ネットワークづくり事業　5,086千円

子供の居場所づくりに取り組む社会福祉協議会、ＮＰＯ等の好事例を紹介し、団体間のネットワーク化を図るとともに、支援団体が連携して子供の貧困対策に取り組めるよう、県が支援する。

また、研修により子供の貧困支援に携わる人材を育成する。

（２）事業計画

ア　彩の国子供応援ネットワーク会議（マッチング・フォーラム）の開催

団体間のネットワーク化（横展開）の強化、団体への支援を希望する企業やボランティアとのマッチングを図る

(ｱ) 中央版：見本市（30団体、10企業程度）など

(ｲ) 地域版：見本市（10団体、5企業程度）など

イ　人材育成事業

子供の貧困支援に携わる人に対する研修を開催　計8回

(ｱ) ネットワークの構築・・地域ネットワークづくりの構築、展開手法

(ｲ) 家庭訪問・・・・家庭訪問のスキルアップ、非認知能力の育て方など

(ｳ) 子ども食堂・・・子ども食堂の運営や食料調達のノウハウなど

（３）事業効果

ア　子供の居場所づくりに取り組む団体間のネットワーク化（横展開）の強化

イ　団体への支援を希望する企業やボランティアとのマッチングを図る

ウ　貧困支援に携わる人材の育成

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	5,086							5,086	△1,214
前年額	6,300							6,300	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：子育て環境整備担当
内線：3329

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B131	こども応援ネットワーク機運醸成事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉事業費

事業期間	平成31年度～平成35年度	根拠法令	子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条、第11条、第12条、第13条	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業概要

社会全体で子供を応援していく機運を醸成するため官民連携によるネットワークである「こども応援ネットワーク埼玉」のポータルサイトを構築するとともに、子供の貧困の問題についての啓発活動を行う。

（1）「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトの作成事業　4,968千円
（2）職員による出前講座等事業　2,694千円

2　事業主体及び負担区分

(県10/10)

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容

社会全体で子供を応援していく機運を醸成するため、官民連携によるネットワークである「こども応援ネットワーク埼玉」のポータルサイトを構築するとともに、子供の貧困の問題についての啓発活動を行う。

（2）事業計画

ア　「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトの作成　4,968千円

イ　出前講座等による啓発活動　2,694千円
・子供の貧困の問題を伝える教材を制作
・職員による出前講座等を実施

（3）事業効果

・社会全体で子供を応援する機運の醸成
・支援情報の一元的発信

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	7,662							7,662	7,662
前年額	0							0	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：子育て環境整備担当
内線：3329

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B132	子供の居場所づくり支援事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉事業費

事業期間	平成31年度～平成35年度	根拠法令	子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条、第11条、第12条、第13条	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業概要

子ども食堂など、子供の居場所づくりを推進するため各地域での立ち上げと運営などを支援する「子供の居場所づくりアドバイザー」を養成・登録し、各地に派遣するとともに、子供の居場所の支援ツールの制作及び安全確保の支援を行う。

（1）子供の居場所づくり支援事業　10,900千円

2　事業主体及び負担区分

(県10/10)

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容

子ども食堂など、子供の居場所づくりを推進するため、各地域での立ち上げと運営などを支援する「子供の居場所づくりアドバイザー」を養成・登録し、各地に派遣するとともに、子供の居場所の支援ツールの制作及び安全確保の支援を行う。

（2）事業計画

・子供の居場所づくりアドバイザーとして、子ども食堂運営者・学習支援教室従事者・栄養士や経営コンサルタント等の様々な分野のアドバイザーを養成・登録
・支援ツールとして、スタートブック・活動事例集を制作
・啓発資材として、ステッカーを制作・配布

（3）事業効果

・子供の居場所づくりが進む
・子供の居場所の安定した運営が可能となる
・子供の居場所の安心・安全が確保される

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		寄附金							
決定額	10,900	100						10,800	10,900
前年額	0							0	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設整備・指導担当
内線：3328

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B114	保育対策緊急整備事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て支援特別対策事業費

事業期間	平成21年度～	根拠法令	安心こども基金管理運営要領、認定こども園施設整備交付金実施要綱	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業の概要

保育所や認定こども園の整備など、子どもを安心して育てることができる体制づくりを行う。

（１）保育所緊急整備事業　300,000千円
（２）賃貸物件による保育所整備事業　353,467千円
（３）認定こども園整備事業　1,620,770千円
（４）保育対策緊急整備事業事務費　3,154千円

2　事業主体及び負担区分

(1)～(3)　(国1/2)、市町村1/4、事業者1/4
(国2/3)、市町村1/12、事業者1/4
(国1/2)、事業者1/2

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×2.3人＝21,850千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　保育所緊急整備事業【対象か所数2か所/受入枠180人】　300,000千円
保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。

イ　賃貸物件による保育所整備事業【対象か所数13か所/受入枠513人】　353,467千円
賃貸物件により、新たに保育所を設置する場合に、賃借料及び借上時における改修費等の補助を実施する。

ウ　認定こども園整備事業【対象か所数23か所/受入枠100人】　1,620,770千円
認定こども園の保育所機能部分及び幼稚園機能部分の施設整備費の補助を実施する。また幼稚園型認定こども園における防犯カメラ、門、フェンス等の設置に要する費用の一部を補助する。
(ｱ)保育所機能部分の施設整備【対象か所数1か所/受入枠100人/150,000千円】
(ｲ)幼稚園機能部分の施設整備【対象か所数13か所/受入枠0人/1,227,274千円】
(ｳ)幼稚園機能部分の施設耐震化整備【対象か所数2か所/受入枠0人/237,196千円】
(ｴ)幼稚園型認定こども園の防犯対策整備事業【対象か所数7か所/6,300千円】

エ　保育対策緊急整備事業事務費　3,154千円
保育対策緊急整備事業推進に係る事務経費。

（2）事業計画

【５か年計画施策指標】保育所等待機児童数　平成34年4月1日現在　0人
※平成32年度以降は待機児童数ゼロを維持。
平成30年4月1日現在　1,552人

（3）事業効果

保育の受け皿を拡大することにより、早期の待機児童解消に資する。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金	諸収入					
決定額	2,277,391	1,470,770	803,467	6				3,148	△59,397
前年額	2,336,788	1,266,044	1,067,393	6				3,345	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：子育て環境整備担当
内線：3322

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B119	地域子育て支援事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て支援特別対策事業費

事業期間	平成25年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第３条、第５９条の１、第６７条 次世代育成支援対策推進法第９条	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業の概要

子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点事業や、子育て家庭の個別相談に応じる利用者支援事業などを実施する市町村に経費の一部を助成する。

（１）地域子育て支援拠点事業　1,120,986千円
（２）ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業　98,201千円
（３）利用者支援事業　72,558千円
（４）幼児教育無償化　7,074千円

2　事業主体及び負担区分

（１）～（３）国1/3・（県1/3）・市町村1/3
（４）国1/2・（県1/4）・市町村1/4

3　地方財政措置の状況

（区分）社会福祉費（細目）児童福祉費
（細節）児童福祉共通費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×2.0人＝19,000千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　地域子育て支援拠点事業　1,120,986千円
市町村が運営又は助成する拠点のうち、子ども・子育て支援交付金の補助対象事業となる施設の運営費の一部を助成する。（一般型）451か所・（連携型）29か所・（経過措置型）2か所　計482か所

イ　ファミリー・サポート・センター事業　98,201千円
市町村が運営又は助成するファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業について、事業に必要な経費の一部を助成する。　基本事業　55か所、病児・緊急対応強化事業　35か所　計90か所

ウ　利用者支援事業　72,558千円
市町村が実施する利用者支援事業の運営費の一部を助成する。（基本型）48か所・（特定型）10か所　計58か所

エ　幼児教育無償化　7,074千円
市町村が運営又は助成するファミリー・サポート・センター事業について、幼児教育無償化に係る経費を助成する。

（２）事業計画

埼玉県子育て応援行動計画に基づき、平成31年度の目標達成に向け、地域子育て支援拠点事業等の支援を実施する

（３）事業効果

子育て中の親子の孤立を解消し、地域で子育て家庭を支える取組の推進を図ることができる。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	1,298,819							1,298,819	28,793
前年額	1,270,026							1,270,026	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：企画・子育てムーブメント担当
内線：3343　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B109	パパ・ママ応援ショップ事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て環境づくり対策費

事業期間	平成19年度～	根拠法令	パパ・ママ応援ショップ事業実施要綱 「赤ちゃんの駅」登録事業実施要綱	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010101　きめ細かな少子化対策の推進

1　事業概要

子育て世帯への優待制度であるパパ・ママ応援ショップ事業と多子世帯応援ショップ事業、乳幼児連れの外出を支援する赤ちゃんの駅登録事業を通じ、企業や地域社会全体で子育て家庭を支える気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域に支えられている」「子どもを持って良かった」と実感できる社会づくりを進める。

（1）パパ・ママ応援ショップ事業　15,516千円
（2）「赤ちゃんの駅」登録事業　101千円

2　事業主体及び負担区分

（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×2人＝19,000千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　パパ・ママ応援ショップ事業　15,516千円
・優待カードの印刷代、協賛店舗新規開拓、少子化対策総合サイト保守管理

イ　「赤ちゃんの駅」登録事業　101千円
・ステッカー送付代

（2）事業計画

子育て世帯への優待制度であるパパ・ママ応援ショップ事業と多子世帯応援ショップ事業、乳幼児連れの外出を支援する「赤ちゃんの駅」登録事業を通じ、子育てムーブメントの社会全体への一層の浸透を図る。

ア　パパ・ママ応援ショップ事業
・出産予定の家庭、県外から転入してきた子育て家庭向けに優待カードを作成する。
・パパ・ママ応援ショップや多子世帯応援ショップ、赤ちゃんの駅協賛店舗等に関する情報も検索できる少子化対策総合サイトの管理運営委託を行う。

イ　赤ちゃんの駅登録事業
・赤ちゃんの駅（授乳・おむつ替えができる施設）の設置促進を図るための登録事業を行う。

（3）事業効果

地域社会全体で子育て家庭を支えようという意識が向上する。

（4）県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況

平成28年4月　内閣府主導による子育て支援パスポート事業の全国共通利用に参加
平成29年4月　47都道府県全てが参加し、全国でパパ・ママ応援ショップ優待カードが利用可能
平成29年8月　パパ・ママ応援ショップの対象となる子の年齢を「18歳に達して次の3月31日を迎えるまで」に拡大
平成30年3月　パパ・ママ応援ショップ優待カードのスマートフォンアプリ化

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	15,617		5					15,612	△6,258
前年額	21,875	2,500	5					19,370	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：企画・子育てﾑｰﾌﾞﾒﾝﾄ担当
内線：3343

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B110	少子化対策推進事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て環境づくり対策費

事業期間	平成26年度～平成32年度	根拠法令	埼玉県少子化対策推進事業費補助金交付要綱	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010101　きめ細かな少子化対策の推進

1　事業の概要

市町村が実施する結婚、妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組や、結婚に伴う経済的負担を軽減する取組に対して助成する。

（1）少子化対策推進事業　　50,000千円

2　事業主体及び負担区分

(国1/2・県0)市町村1/2
(国2/3・県0)市町村1/3

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.1人＝950千円

5　事業説明

（1）事業内容

市町村が実施する結婚、妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組や、結婚に伴う経済的負担を軽減する取組に対して助成する。

（2）事業計画

市町村実施事業への助成　50,000千円

・少子化対策重点推進事業費補助金（国1/2、県0、市町村1/2）
　妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組を実施する市町村に対して補助を行う。
・結婚新生活支援事業費補助金（国2/3、県0、市町村1/3）
　新たに婚姻した低所得世帯の住居にかかる費用を支援する市町村に対して補助を行う。

（3）事業効果

従来の子育て支援に加え、結婚や子育てを社会全体で応援する気運を醸成することで少子化対策を強化する。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	50,000	50,000						0	0
前年額	50,000	50,000						0	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：企画・子育てムーブメント担当
内線：3343　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B108	SAITAMA出会いサポートセンター事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て環境づくり対策費

事業期間	平成30年度～平成32年度	根拠法令	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010101　きめ細かな少子化対策の推進

1　事業の概要

地域のおせっかい力の低下、職場結婚の減少、市町村や企業が単独で実施する結婚支援事業の手詰まり感などから、広域での結婚支援事業が求められている。
また、若者の結婚先送りによる晩婚化・未婚化の進展や、有配偶者に比べて死亡率が高いなどの健康リスクが課題となっている。
そこで、県、市町村、企業、民間団体で構成する協議会により、それぞれの強みを生かした結婚支援を行うことで結婚の希望を実現する。

（１）SAITAMA出会いサポートセンター事業　27,116千円

2　事業主体及び負担区分

（国1/2、県1/2）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1人＝9,500千円

5　事業説明

（１）事業内容　27,116千円

SAITAMA出会いサポートセンターのマッチングシステムと相談員によるシステムを活用したパートナー探し、ＡＩによる理想のお相手紹介、イベント情報の配信等を実施し、結婚希望者の出会いをサポートする。
また、県、市町村、企業等による協議会を運営し、登録促進等を絡めた婚活イベントなどを実施する。

（２）事業計画

・登録、相談、マッチング　随時
・事業広報　4月～
・SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会総会　5月
・相談員研修　年3回
・イベント開催　年4回程度
・会員：市町村　5市町村以上、企業等　15団体以上、新規登録者　1,500人以上

（３）事業効果

・AIを活用し出会いの機会が拡大できる。
・地域や職場が持っていた結婚支援力の代替え機能を果たせる。
・システムによる結婚支援により、結婚年齢の若年化が見込める。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	27,116	11,950	347					14,819	△5,886
前年額	33,002	14,295	348					18,359	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：企画・子育てムーブメント担当
内線：3269　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B111	多子世帯応援クーポン事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て環境づくり対策費

事業期間	平成29年度～	根拠法令	なし	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010101　きめ細かな少子化対策の推進

1　事業概要

多子世帯の育児に係る負担を軽減するため、子育てサービス等に利用できる5万円分のクーポン（2年間有効）を配付する。併せて、市町村が実施する多子世帯を対象とした事業に対して補助を行う。

（1）多子世帯応援クーポン事業　574,814千円
（2）連絡調整会議運営事業費　1,009千円

2　事業主体及び負担区分

（1）（県10/10）、（県1/2）市町村1/2
（2）（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×2人=19,000千円

5　事業説明

（1）事業内容

多子世帯応援クーポン事業　574,814千円

多子世帯の育児にかかる負担を軽減するため、第3子以降が生まれた世帯に子育てサービス等に利用できるクーポン（3キュー子育てチケット）を配布するとともに、市町村がこれに上乗せして実施する給付事業に対し助成を行う。

【平成31年度の見直し内容】

ア　クーポンの配布方法及び利用期間の見直し
5万円分のクーポンを一括交付し、利用期限を出生の翌年末まで延長することで利便性を向上

イ　申請方法
電子申請を導入し、子育て世帯の申請に係る負担を軽減

（2）事業効果

多子世帯の育児に係る負担の軽減や、県内の子育てサービス等事業者の育成に資する。

予算額		財源内訳 国庫支出金	諸収入					一般財源	前年との対比
決定額	575,823		347					575,476	72,859
前年額	502,964	3,000						499,964	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：企画・子育てムーブメント担当
内線：3343　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B113	保育利用支援事業（希望時期入園制度）	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て環境づくり対策費

事業期間	平成30年度～	根拠法令		宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010101　きめ細かな少子化対策の推進

1　事業概要

保育所入園のために育児休業を希望よりも早く切り上げる保護者がいることを鑑み、家庭で保育をしたいという希望を叶えることを目的として、保護者が希望する時期に保育所等に入園できる仕組みを設ける市町村を支援する。

（1）保育利用支援事業　29,333千円

2　事業主体及び負担区分

「子育て安心プラン」参加・不参加別負担区分
参　加：国1/2、(県1/4)、市町村1/4
不参加：(県1/2)、市町村1/2

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1人=9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容

希望時期入園制度を導入する市町村及び保育所等の導入に係る経費を補助する。

①体制整備補助　28,860千円
市町村の希望時期入園制度の導入・運営に必要な経費を補助する。
対象経費：報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等
補助期間：市町村及び1園あたり3年間を上限とする。

②その他事業費　473千円

※　（1）①は国事業「保育利用支援事業」の上乗せ補助
国事業は子育て安心プラン（以下、プラン）への参加市町村のみ対象としているが、当該県事業はプランに参加していない市町村も対象とする。

（2）事業効果

①希望する時期に入園できるようになると競い合って0歳児で預けようとする人が減る。（保活の負担軽減）
②育児休業を1年間取得して、復帰の時期に子どもを入園させることができる。（家庭保育の希望が叶う）
③0歳児を家庭で保育する人が増え、保育コスト（公費負担）が減る。（社会的コスト削減）
④0歳児に関わる保育士が減るため、保育所等では保育士の人員に余裕ができる。（保育士の処遇改善）

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	29,333							29,333	△7,559
前年額	36,892							36,892	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：子育て環境整備担当
内線：3322

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B121	放課後児童健全育成事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	放課後児童対策事業助成費

事業期間	昭和48年度～	根拠法令	児童福祉法第６条の３② 子ども・子育て支援法第３条第２項及び第６７条第２項	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業の概要

就労等により昼間保護者のいない小学生を対象に遊びや生活の場として放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対し、経費を助成する。

（１）放課後児童健全育成事業費　4,657,681千円
（２）埼玉県放課後児童健全育成事業費　112,975千円
（３）特別支援学校放課後児童対策事業費　3,948千円
（４）放課後児童支援員研修費　13,426千円
（５）放課後児童クラブ指導監査費　61千円

2　事業主体及び負担区分

国1/3（県1/3）　市町村1/3[1]
（県1/3）市町村2/3[2,3]
（国1/2・県1/2）[4]　（県10/10）[5]

3　地方財政措置の状況

（区分）社会福祉費（細目）児童福祉費（細節）子ども・子育て支援費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.3人＝12,350千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対して、クラブ運営費の補助金を交付する。
　一般の放課後児童クラブ　1,736か所
　特別支援学校放課後児童クラブ　2か所
イ　放課後児童支援員の資格認定のための研修会及び、資質向上のための研修を実施する。
ウ　放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村に実地検査を実施する。

（２）事業計画

埼玉県子育て応援行動計画に基づき、待機児童の解消等に向け放課後児童クラブの運営費を補助する。

（３）事業効果

市町村の放課後児童クラブ運営費を助成することで、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業の適切かつ円滑な実施を支援することができる。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	4,788,091	6,713						4,781,378	345,427
前年額	4,442,664	6,591						4,436,073	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：子育て環境整備担当
内線：3322

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B122	放課後児童クラブ施設整備費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	放課後児童対策事業助成費

事業期間	平成13年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第３条第２項及び第６７条第２項	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業概要

新たに放課後児童クラブを設置するため、新設整備や既存施設の改修整備を行う市町村に対して経費の一部を助成する。

（１）放課後児童クラブ施設整備費　203,642千円
（２）放課後児童クラブ環境整備事業費　176,266千円

2　事業主体及び負担区分

国1/3（県1/3）市町村1/3［１、２］
国2/9（県2/9）市町村2/9 事業者1/3［１］
国2/3（県1/6）市町村1/6［１］
国1/2（県1/8）市町村1/8 事業者1/4［１］

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.7人＝6,650千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　放課後児童クラブ施設整備費　203,642千円
放課後児童クラブを新設整備する市町村に対して経費の一部を助成する。
（新設）22か所　（放課後子ども総合プランに基づく新設）12か所

イ　放課後児童クラブ環境整備事業費　176,266千円
余裕教室等の改修整備を行う市町村に対して経費の一部を助成する。　41か所

（２）事業計画

埼玉県子育て応援行動計画に基づき、待機児童の解消等に向け放課後児童クラブの整備を促進する。

（３）事業効果

市町村の放課後児童クラブ整備を助成することで、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業の適切かつ円滑な実施を支援することができる。

（４）その他

平成28年度国補正により、国庫補助率が嵩上げされたメニューが追加された。
国・県・市町村　=1/3・1/3・1/3　→ 2/3・1/6・1/6
国・県・市町村・社会福祉法人等　=2/9・2/9・2/9・1/3　→ 1/2・1/8・1/8・1/4

予算額		財源内訳 県債						一般財源	前年との対比
決定額	379,908	203,000						176,908	41,298
前年額	338,610	184,000						154,610	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：手当・ひとり親家庭支援担当
内線：3337　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B216	児童手当給付費負担金	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童手当給付費負担金

事業期間	昭和46年度～	根拠法令	児童手当法第18条、附則第2条(義務)	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業概要

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資する。

県は、児童手当法に基づき、その財源の一部を負担する。

（1）児童手当給付費負担金　16,713,573千円

2　事業主体及び負担区分

市町村　(県10/10)

3　地方財政措置の状況

普通交付税(単位費用)
(区分)社会福祉費　(細目)児童手当・子ども手当費
(細節)児童手当・子ども手当費
(積算内容)児童手当・子ども手当給付費等

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

(1)事業内容　16,713,573千円

０歳から中学校修了前までの児童を養育している者へ児童手当を支給する市町村に対し、負担金を交付する。

(2) 事業計画

ア　手当月額
・３歳未満　15,000円
・３歳以上小学校修了前（第1子・2子）　10,000円
（第3子以降）　15,000円
・小学校修了後中学校修了前　10,000円
・所得制限以上の世帯の児童　5,000円

イ　支給対象延べ児童数（見込み）　10,445,471人

ウ　支給対象月　平成31年2月分～平成32年1月分(12か月分)

エ　県の負担割合
・３歳未満の児童のうち被用者分　4/45
・その他　1/ 6

(3)事業効果

子育て世帯の生活の安定が図られるとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促進することができる。

支給対象延べ児童数

平成26年度	10,828,823人
平成27年度	10,729,894人
平成28年度	10,640,803人
平成29年度	10,533,732人
平成30年度(見込み)	10,499,011人

(4)その他

平成31年度における制度変更　なし

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	16,713,573							16,713,573	△431,597
前年額	17,145,170							17,145,170	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3330

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B115	保育所地域子育て支援事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費

事業期間	平成20年度～	根拠法令	病児保育補助事業費補助金交付要綱、一時預かり事業費補助金交付要綱、延長保育補助事業費補助金交付要綱等	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業概要

子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するため、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して助成する。

（１）病児保育事業　245,095千円
（２）延長保育促進事業　484,479千円
（３）一時預かり事業　609,954千円
（４）保育料減免支援事業　1,035千円
（５）実費徴収に伴う補足給付事業　4,965千円
（６）多様な事業者の参入促進・能力活用事業　10,074千円
（７）医療的ケア児保育支援モデル事業　16,050千円
（８）幼児教育無償化　843,298千円

2　事業主体及び負担区分

事業主体　市町村
負担区分：(1)～(3)、(5)、(6)、(8)の一部　国1/3（県1/3）市町村1/3
(4)国10/10、(7)(8)の一部 国1/2（県1/4）市町村1/4

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.5人＝4,750千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　病児保育事業　245,095千円
保護者が就労している場合等において、子供が病気になったとき、やむを得ない事情により親が休暇を取得できない場合がある。こうしたニーズに対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う保育所に対し必要な経費を助成する。

イ　延長保育促進事業　484,479千円
民間保育所において標準時間認定児童に対しては１１時間、短時間認定児童に対しては８時間を超えて保育する場合に必要な経費を助成する。

ウ　一時預かり事業　609,954千円
家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり必要な保護を行う事業に必要な経費を助成する。

エ　保育料減免支援事業　1,035千円
東日本大震災により、前年に比して収入が減少する等の事情により保育料の支払いが困難になった世帯に対して市町村が保育料の減免を行った場合に減免分の補助を行う。

オ　実費徴収に伴う補足給付事業　4,965千円

カ　多様な事業者の参入促進・能力活用事業　10,074千円
地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子供の受け入れ体制を構築する市町村に対して必要な経費を助成する。

キ　医療的ケア児保育支援モデル事業　16,050千円
保育園等において医療的ケア児の受入れが可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る市町村（政令市、中核市を除く）に対して必要な経費を助成する。

ク　幼児教育無償化　843,298千円

（２）事業効果

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(予算)
病児・病後児保育事業	46か所	68か所	78か所	81か所	84か所
延長保育促進事業	461か所	750か所	863か所	935か所	1,493か所
一時預かり事業	372か所	401か所	420か所	420か所	448か所

（３）変更事項　医療的ケア児保育支援事業モデル事業の補助要件で一部変更

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	2,214,950	11,735						2,203,215	1,052,613
前年額	1,162,337	12,427						1,149,910	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3330　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B116	安心・元気！保育サービス支援事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費

事業期間	平成15年度～	根拠法令	安心・元気！保育サービス支援事業費補助金実施要綱 安心・元気！保育サービス支援事業費補助金交付要綱	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業概要

保育所において低年齢児や障害児、アレルギー児の受け入れや一歳児保育を手厚く行うための保育士加配に伴う経費を助成する。

（１）低年齢児保育促進事業費　1,125,050千円
（２）障害児保育事業費　74,500千円
（３）アレルギー等対応特別給食提供事業費　155,725千円

2　事業主体及び負担区分

市町村（県1/2）市町村1/2

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.3人＝2,850千円

5　事業説明

（１）事業内容

保育所において低年齢児や障害児、アレルギー児の受入や１歳児保育を手厚く行うための保育士加配に伴う経費を助成することで、職員の処遇改善及び児童の健全育成を図ることを目的とする。

ア　低年齢児保育促進事業費

（ア）一歳児担当保育士雇用費　8,667人（補助単価：月額20，000円）　1,039,930千円
一歳児の担当保育士を県が定める配置基準(保育士:1歳児＝1:4)まで加配する場合の経費を補助する。

（イ）乳児途中入所促進事業費　延べ2,128人（補助単価：月額80，000円（上限：年額882,000円））　85,120千円
乳児の年度途中入所を円滑に進めるため、年度当初から乳児保育担当保育士を雇用している場合に、年度当初３か月分の雇用費を補助する。

イ　障害児保育事業費　311人　（補助単価：月額40，000円）　74,500千円
中軽度の障害児3人につき1人以上の保育士を加配するための人件費を補助する。

ウ　アレルギー等対応特別給食提供事業費　520所　（補助単価：月額50，000円）　155,725千円
医療機関等において、アレルギーにより給食に配慮が必要と認められた児童を月に2人以上受け入れている保育所において、運営費負担金の基準を上回る調理員を加配するための人件費を補助する。

（２）事業計画

埼玉県子育て応援行動計画を効果的に推進するため、職員の処遇改善及び児童の健全育成を引き続き図っていく。

（３）事業効果（過去３年の実績について）

	一歳児	乳　児	障害児	アレルギー
平成27年度	7,066人	1,590人	119人	334所
平成28年度	7,279人	1,517人	118人	370所
平成29年度	7,794人	1,516人	171人	411所
平成30年度当初	8,521人	1,863人	213人	379所

（４）その他（他県の状況について）

ア　低年齢児保育促進事業　18県（埼玉県、静岡県、愛知県、鳥取県　他）
（ア）１歳児担当保育士雇用費　14県（神奈川県、新潟県、愛知県　他）
（イ）乳児途中入所促進事業費　9県（山形県、富山県、長野県、岐阜県　他）
イ　障害児保育事業　13県（千葉県、新潟県、静岡県　他）

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	1,355,275							1,355,275	93,455
前年額	1,261,820							1,261,820	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3349

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B123	保育士研修等事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費

事業期間	平成25年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第３条、児童福祉法第４５条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第３３条	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業の概要

保育士の専門性を高めるための研修や、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための子育て支援員研修を実施する。これにより、子どもを安心して育てることができるような体制を整備する。

（１）保育の質向上研修事業　3,443千円
（２）子育て支援員等研修事業　23,720千円
（３）保育施設等保育士資格取得支援事業　10,045千円
（４）保育体制強化事業　220,320千円
（５）保育補助者雇上強化事業　418,635千円
（６）保育士等キャリアアップ研修事業　134,977千円

2　事業主体及び負担区分

(1)（国1/2・県1/2）(2)（国1/2・県1/2）(3)（国1/2・県1/2）・市町村0、（一部国3/4・県1/4）・市町村0（4）（国1/2・県1/4）・市町村1/4（5）（国3/4・県1/8・）市町村1/8(6)(国1/2・県1/2)、（県10/10）

3　地方財政措置の状況

（区分）社会福祉費（細目）児童福祉費（細節）子ども・子育て支援費（積算内容）子ども・子育て支援対策推進事業、保育対策総合支援事業

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　保育の質向上研修事業　3,443千円
保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、保育所・幼稚園における様々な課題に対し、保育の専門性を高めるための研修を実施する。

イ　子育て支援員等研修事業　23,720千円
地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための子育て支援員研修等を実施する。

ウ　保育施設等保育士資格取得支援事業　10,045千円
保育施設等に勤務している保育士資格を有していない保育従事者等に保育士資格取得に要する経費の一部を助成する。

エ　保育体制強化事業　220,320千円
地域住民や子育て経験者などの多様な人材を保育に係る周辺業務に活用する費用を助成する。

オ　保育補助者雇上強化事業　418,635千円
保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる事業者に対し、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の配置に必要な費用を助成する。

カ　保育士等キャリアアップ研修事業　134,977千円
保育現場におけるリーダー的職員を育成する研修を実施し、保育士等の処遇改善につなげる。県が国のガイドラインの要件を満たしたため研修実施機関として指定した市町村等に対して補助金を助成し、研修受講機会の拡大を図る。

（２）事業計画

ア,イ,カ　研修事業の委託
ウ　保育施設等の保育従事者の保育士養成校（通信制等）入学にかかる経費の補助
エ,オ,カ　多様な人材を確保する市町村への補助
カ　市町村や指定保育士養成施設等への助成

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金						
決定額	811,140	592,303	476					218,361	528,283
前年額	282,857	179,448	53					103,356	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3334

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B112	多子世帯保育料軽減事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費

事業期間	平成28年度～	根拠法令	埼玉県多子世帯保育料軽減事業実施要綱 埼玉県多子世帯保育料軽減事業費補助金交付要綱	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業の概要

保育所等に入所する第三子以降の児童の保育料を助成することにより、多子世帯における経済的負担の軽減を図り、少子化解消の一助とする。

（1）多子世帯保育料軽減事業　　1,067,643千円

2　事業主体及び負担区分

市町村　（県1/2）市1/2

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.5人＝4,750千円

5　事業説明

（1）事業内容
多子世帯保育料軽減事業
現在、国が行っている多子軽減制度は、保育所等に兄弟姉妹が同時に入所する児童のうち最年長の子供から順に第2子の保育料が半額、第3子以降が全額免除となっている。本事業は、現行制度の兄弟姉妹の同時入所要件に関わらず第3子以降の保育料を軽減する。

（2）事業計画
下記対象に保育料の減免を行う市町村に対し、経費の半額を補助する。
【対象】
同一世帯で子供が3人以上かつ第3子以降の子供が認可保育所等を利用している世帯。

（3）事業効果
多子世帯の経済的負担を軽減することで、希望する人数の子育てを支援し、少子化の改善を図る。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	1,067,643							1,067,643	167,879
前年額	899,764							899,764	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3349

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B125	埼玉がいいね！保育士就職応援事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費

事業期間	平成27年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第３条 子ども・子育て支援法基本指針（内閣府告示）	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業の概要

県内の保育士試験合格者や保育士養成校の卒業生に対して、県内保育所への就職を支援することにより県内の保育所に就職する保育士を確保する。

（１）保育士試験による資格取得支援事業　3,820千円
（２）県内保育所の魅力発見ＰＲ事業　1,149千円
（３）県内保育所への就職支援事業　10,327千円

2　事業主体及び負担区分

(1)通信講座費用（国1/2・県1/2)市0
　受験料　（県10/10)市0
(2)(3)（国1/2・県1/2)

3　地方財政措置の状況

（区分）社会福祉費（細目）児童福祉費（細節）子ども・子育て支援費（説明）子ども・子育て支援対策推進事業、保育対策総合支援事業

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.4人＝3,800千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　保育士試験による資格取得支援事業　3,820千円
　(ｱ)　保育士試験通信講座費用補助　2,550千円
　　保育士試験合格後、県内保育所へ就職した場合、保育士試験通信講座費用の1/2を補助する。
　(ｲ)　保育士試験受験料補助　1,270千円
　　保育士試験合格後、県内保育所へ就職した場合、保育士試験受験料を補助する。

イ　県内保育所の魅力発見ＰＲ事業　1,149千円
　(ｱ)　保育所ＰＲキャラバン隊派遣委託　1,149千円
　　キャリアカウンセラーとともに保育団体や先輩保育士が養成校を訪問し、就職セミナー等で学生に保育士の仕事のやりがいと県内保育所の魅力を直接ＰＲし、イメージアップを図る。

ウ　県内保育所への就職支援事業　10,327千円
　(ｱ)　試験合格者、潜在保育士就職説明会開催委託　6,588千円
　　保育士試験合格者及び潜在保育士を対象とした就職に向けたセミナーと就職説明会を開催する。
　(ｲ)　保育所管理者・経営者研修委託　2,231千円
　　潜在保育士活用や離職防止に関するセミナーを開催し、保育士の県内保育所への就職と就業継続を支援する。
　(ｳ)　新任保育士就業継続研修委託　1,508千円
　　勤務経験３年未満の保育士を対象に、スキルアップや職場定着に関するセミナーを開催するとともに、保育士同士のネットワークを構築してモチベーションを図り、保育士の県内保育所への就業継続を支援する。

（２）事業計画

ア　市町村を通じた補助を実施
イ、ウ　事業の委託（県）

（３）事業効果

保育士養成校の卒業生、保育士試験合格者及び潜在保育士の県内保育所への就職者数が増加する。

（４）その他

前年度からの変更点
　ウ(ｱ)　セミナーの回数を削減（7回→5回）
　　保育所グループツアーを廃止

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	15,296	7,012						8,284	△2,204
前年額	17,500	8,114						9,386	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3349

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B124	保育士・保育所マッチング支援事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費

事業期間	平成28年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第３条 子ども・子育て支援法基本指針（内閣府告示）	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業の概要

県内の保育所に就職する保育士を増やすために、保育士養成施設の学生を対象とした県内の保育所による就職フェアの開催委託及び保育士資格を持ちながら、保育所で勤務していない人の就職支援を行う「保育士・保育所支援センター」の運営委託を行う。

（１）保育士就職フェア事業　4,350千円
（２）保育士・保育所支援センター開設等事業　11,000千円

2　事業主体及び負担区分

（国1/2　県1/2）

3　地方財政措置の状況

（区分）社会福祉費（細目）児童福祉費（細節）子ども・子育て支援費（説明）子ども・子育て支援対策推進事業、保育対策総合支援事業

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.3人＝2,850千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　保育士就職フェア事業　4,350千円
保育士養成施設の学生を対象とした県内の保育所による就職フェアを開催する。

イ　保育士・保育所支援センター開設等事業　11,000千円
潜在保育士の就職あっせんや保育所の潜在保育士活用支援等を行う保育士・保育所支援センターの運営を行う。また、潜在保育士の把握及びセンターの認知度向上を図り、潜在保育士への就職支援を行う再就職支援コーディネーターとマッチング支援員を配置する。

（２）事業計画

ア　保育士就職フェアの実施委託
開催時期：9月上旬　参加保育所数：100～120園以上　参加人数：300人

イ　保育士・保育所支援センターの運営委託
保育士再就職支援コーディネーターの配置：保育所等募集採用状況の把握、求人情報の公開
マッチングの実施：保育士や保育所等からの相談対応、適切な就職先の開拓

（３）事業効果

保育士養成施設の卒業生、潜在保育士の県内保育所への就職者数が増加する。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	15,350	7,675						7,675	280
前年額	15,070	7,535						7,535	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3349

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B126	保育士宿舎借上補助事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費

事業期間	平成29年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第３条 子ども・子育て支援法基本指針（内閣府告示）	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業概要

県内の保育所等に就職する保育士を確保するために、事業者が宿舎を借り上げた場合に助成される「保育士宿舎借り上げ支援事業」の実施市町村と事業者負担の費用を助成する。

（１）市町村・事業者負担軽減補助事業　124,353千円

2　事業主体及び負担区分

・新設園　国1/2　（県1/4）市町村・事業者1/8
・既設園　国1/2　（県1/8）市町村・事業者3/16

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.3人＝2,850千円

5　事業説明

（１）事業内容

市町村・事業者負担軽減補助事業　124,353千円

保育所等が保育士の宿舎として、賃貸住宅を借り上げた場合にその借上費用を補助する「保育士宿舎借り上げ支援事業」について、県内事業者からは保育士確保の手段として有効であるとの意見が多いことから、市町村負担分及び事業者負担分を助成し、県内保育所等で勤務する保育士を確保する。

（２）事業計画

市町村への補助

（３）事業効果

保育士養成施設の卒業生や潜在保育士、又は県外から保育士を呼び込み、県内保育所で働く保育士数が増加する。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	124,353							124,353	15,006
前年額	109,347							109,347	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3349

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B128	保育士確保推進事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費

事業期間	平成30年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第３条 児童福祉法第４５条	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業概要

保育士・保育所支援センターを機能強化することにより保育士と保育所のマッチングを促進するとともに、保育現場の働き方改革を進めて保育士の職場定着と就職希望者の拡大を図る。

（１）SAITAMA保育人材開拓事業　46,531千円

2　事業主体及び負担区分

（県10/10）
一部（国1/2・県1/2）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　SAITAMA保育人材開拓事業　46,531千円

保育士・保育所支援センターの機能を強化し、保育士登録者名簿を活用した求人・求職開拓員による保育士の掘り起こしや、多様な保育ニーズ専用の求人サイトの立ち上げ、復職希望の保育士と保育所の双方にSNSによる情報発信を行う。また、復職希望の保育士の情報を活用して、支援員が、個別ニーズに沿った就労支援を行う。

（２）事業計画

ア　委託による実施

（３）事業効果

多様な保育人材の掘り起こし、保育所等の職場環境を改善することにより県内で働く保育士の数を増やす。

（４）その他

ア　・調査業務を廃止
　　・保育対策総合事業費補助金（保育士・保育所支援センター設置運営事業）を活用

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	46,288	1,373						44,915	△10,460
前年額	56,748							56,748	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3349

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B129	市町村における保育士人材確保応援事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費

事業期間	平成31年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第3条、子ども・子育て支援法基本指針（内閣府告示）	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業概要

待機児童対策としての保育の量の拡大により、県内の保育士有効求人倍率は年々上昇しており、保育士不足の深刻化が進んでいる。このような状況に対応するため、保育士の確保と離職の防止を目的として働きやすい職場環境づくりを進める市町村や保育所等の取組を支援する。

(1)保育士宿舎借上補助事業（拡充）　8,241千円
(2)新卒保育士就職支援事業　81,000千円

2　事業主体及び負担区分

(1)（県10/10）
(2)（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.5人＝4,750千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　保育士宿舎借上補助事業（拡充）　8,241千円
賃金体系や研修体制を整備してキャリアアップ処遇改善加算等の要件を全て満たしている保育所等に対して、保育士のための宿舎を借り上げる場合の費用を補助。

イ　新卒保育士就職支援事業　81,000千円
県内保育所等に就職する新卒保育士に対する就職準備金貸付を県独自事業として創設する。

（2）事業計画

ア　市町村が実施する事業に対する補助。

イ　県が認める社会福祉法人等に県が補助を行い、社会福祉法人等が貸付を行う。

（3）事業効果

保育士養成施設の卒業生や潜在保育士又は県外から保育士を呼び込み、県内保育所等で働く保育士数が増加する。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	89,241							89,241	89,241
前年額	0							0	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3334

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B118	家庭保育室等運営事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所待機児童対策費

事業期間	昭和47年度～平成31年度	根拠法令	(1)家庭保育室等運営事業費補助金実施要綱 (2)埼玉県子どものための教育・保育給付費補助事業実施要綱	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業の概要

家庭保育室及び児童福祉施設最低基準を満たす認可外保育施設に対し、運営費の一部を助成することにより、待機児童の多い低年齢児の受入枠拡大を促進し、待機児童の解消を図る。

（1）家庭保育室等運営事業費　20,220千円
（2）認可化移行支援事業費　17,839千円
（3）幼児教育無償化　246,515千円

2　事業主体及び負担区分

実施主体　市町村
負担区分　(1)　(県1/2)　市町村1/2
(2)　国1/2　(県1/4)　市町村1/4
(3)　国1/2　(県1/4)　市町村1/4

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.4人＝3,800千円

5　事業説明

（1）　事業内容

ア　家庭保育室等運営事業費（県1/2　市町村1/2）
家庭保育室に対し、0～2歳児の保育に必要な経費を助成することにより、待機児童の解消を図る。
（補助単価：0歳児18,500円、1･2歳児9,200円、長時間2,000円、障害児9,300円）

イ　認可化移行支援事業費（国1/2　県1/4　市町村1/4）
認可保育所等への移行を目指す認可外保育施設を支援するため、運営費を補助するとともに、新たに増設・開設した場合の開設準備費や移行に当たって必要な移転費等に要する経費を補助する。また、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行う市町村へ必要な経費を補助する。
（補助単価：別紙のとおり）

ウ　幼児教育無償化（国1/2　県1/4　市町村1/4）
「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての認可外保育施設の費用の無償化に伴い必要な経費を負担する。

（2）　事業計画
子ども子育て支援新制度の開始により本事業は縮小し、施設型給付若しくは地域型給付へと移行していく。

（3）　事業効果　待機児童の解消に資する施設・環境の整備

（4）　県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況
地域の保育事務を担う市町村と連携しながら事業を推進していく。

（5）　その他変更点
○認可化移行支援事業費のうち
（平成30年度）認可化移行運営費支援事業費
・補助基準額の変更　公定価格ベースの2/3相当額への引上げ、児童の年齢及び施設規模に応じた補助単価の設定、待機児童対策に係る協議会を設置する場合、補助単価を加算する仕組みを創設
（平成31年度予定）認可化移行調査費等支援事業
・事業の拡充　指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行う事業（指導監督基準遵守助言指導支援）が拡充
・国事業名の変更　上記事業の拡充に伴い、認可化移行調査・助言指導事業に変更

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	284,574							284,574	236,114
前年額	48,460							48,460	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設整備・指導担当
内線：3336

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B117	待機児童対策とことん活用事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所待機児童対策費

事業期間	平成26年度～	根拠法令	埼玉県子どものための教育・保育給付費補助事業実施要綱等	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業の概要

保育所入所希望者が増え続ける中、待機児童を解消していくためには、施設の新設以外に既存施設の有効利用も不可欠である。そこで、幼稚園の空きスペースを有効活用し、待機児童の解消を目指す。

（1）幼稚園保育室促進事業　23,232千円
（2）幼児教育無償化　4,831千円

2　事業主体及び負担区分

国1/2、（県1/4）、市町村1/4

3　地方財政措置の状況

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1人=9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　幼稚園保育室促進事業　【対象か所数　7か所】　23,232千円
幼稚園の空き教室を保育室として利用し、保育所並みの長時間の預かり保育を実施する場合に、運営費を補助する。

イ　幼児教育無償化　【対象児童数　285人】　4,831千円
上記事業対象の3～5歳児について、月額11,300円までの利用料を無償化する。

（2）事業計画

【５か年計画施策指標】保育所等待機児童数　平成34年4月1日現在　0人
※平成32年度以降は待機児童数ゼロを維持。
平成30年4月1日現在　1,552人

（3）事業効果

幼稚園の空き教室を保育室として活用することにより、早期の待機児童解消に資する。

（4）県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況

各種保育サービス等と連携した保育所待機児童対策

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	28,063							28,063	△2,462
前年額	30,525							30,525	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3330

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B219	施設型給付費負担金	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	施設型給付費負担金

事業期間	平成27年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第67条	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業の概要

教育又は保育の必要性の認定を受けた児童を幼稚園や保育所等に入所させ、児童の健全な育成を図る。
また、幼児教育・保育無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となるシステム改修費、事務費について市町村へ補助する。

（1）保育所等負担金　15,572,946千円
（2）幼稚園等負担金　2,216,683千円
（3）幼児教育無償化　6,655,005千円
（4）待機児童の解消（保育士の処遇改善）　382,439千円

2　事業主体及び負担区分

事業主体：市町村
負担区分：国1/2（県1/4）市町村1/4

3　地方財政措置の状況

あり

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　保育所等負担金
児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定を受けた児童を保育所等に入所させた場合、私立保育所等に限り児童福祉法第55条及び子ども・子育て支援法第67条の規定により所要経費の1/4を義務負担する。

イ　幼稚園等負担金
子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき教育標準時間認定を受けた児童を施設型給付を受ける幼稚園等に入園させた場合、私立幼稚園等に限り子ども・子育て支援法第67条の規定により所要経費の1/4を義務負担する。

ウ　幼児教育無償化
新制度幼稚園、保育所、認定こども園に通う3歳から5歳までの全ての児童を対象として無償とし、0歳から2歳までの児童は、住民税非課税世帯を対象として無償とするため、利用者負担額の1/4を負担する。
また、幼児教育・保育無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となるシステム改修費、事務費について市町村へ補助する。

エ　待機児童の解消（保育士の処遇改善）
平成30年人事院勧告に伴う賃金引上げ（0.8%）に加え、2019年4月から更に1%（月額3,000円相当）の賃金引上げを行い、所要の経費の1/4を負担する。

（2）事業計画
「埼玉県子育て応援行動計画」において、特定教育・保育施設の受入枠を236,615人(H27)から244,916人(H31)に拡大することとしている。

（3）事業効果
教育又は保育の必要性の認定を受けた児童を入所させることにより、女性の子育てと仕事の両立及び児童の健全な育成が図られる。

（4）その他
平成30年4月の子ども・子育て支援法改正により、0～2歳児については、給付費から事業主拠出金の充当割合（平成30年度5.75%）を控除した後、負担割合を国1/2、県1/4、市1/4とする。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	24,827,073	3,636,100						21,190,973	7,900,914
前年額	16,926,159							16,926,159	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：施設運営・人材確保担当
内線：3330

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B220	地域型保育給付費負担金	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	地域型保育給付費負担金

事業期間	平成27年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第67条	宣言項目	01　結婚・出産・子育ての希望実現
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業の概要

保護者の就労や疾病等により保育の必要性の認定を受けた児童を、市町村が認可した地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）に入所させ、児童の健全な育成を図る。

（１）家庭的保育事業　23,743千円
（２）小規模保育事業　4,662,258千円
（３）事業所内保育事業　330,015千円
（４）居宅訪問型保育事業　0千円
（５）幼児教育無償化　2,592千円
（６）待機児童の解消(保育士の処遇改善)　85,763千円

2　事業主体及び負担区分

事業主体：市町村
負担区分：国1/2（県1/4）市町村1/4

3　地方財政措置の状況

あり

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　家庭的保育事業
　児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定をした児童が家庭的保育事業所に入所した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。

イ　小規模保育事業
　児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定をした児童が小規模保育事業所に入所した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。

ウ　事業所内保育事業
　児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定をした児童が事業所内保育所に入所した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。

エ　居宅訪問型保育事業
　児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定をした児童が居宅訪問型保育事業で保育を受けた場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。

オ　幼児教育無償化
　地域型保育事業所に入所する0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて費用の無償化に伴い支援を実施する。

カ　待機児童の解消（保育士の処遇改善）
　平成30年人事院勧告に伴う賃金引上げ(0.8%)に加え、2019年4月から更に1%(月額3,000円相当)の賃金引上げを行い、所要の経費の1/4を負担する。

（２）事業計画
　「埼玉県子育て応援行動計画」において、地域型保育事業受入枠を3,424人（H27）から6,662人（H31）に拡大することとしている。

（３）事業効果
　保護者の就労や疾病などにより、保育の必要性の認定を受けた児童を入所させることにより、女性の子育てと仕事の両立及び児童の健全な育成を図る。

（４）その他
　平成30年4月の子ども・子育て支援法改正により、０～２歳児については、給付費から事業主拠出金の充当割合(30年度5.75%)を控除した後、負担割合を国1/2、県1/4、市町村1/4とする。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	5,104,371							5,104,371	△66,210
前年額	5,170,581							5,170,581	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：手当・ひとり親家庭支援担当
内線：3337　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B217	ひとり親家庭福祉推進事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭福祉推進事業費

事業期間	昭和48年度～	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第３条（義務）、埼玉県母子緊急一時保護実施要綱、埼玉県就学援助事業実施要綱	宣言項目	
				分野施策	020415　生活の安心支援

1　事業概要

ひとり親家庭等の福祉向上を図るため、次の事業を実施する。
(1)母子・父子家庭自立支援給付金支給事業
(2)母子緊急一時保護事業
(3)母子・父子自立支援プログラム策定員設置事業
(4)ひとり親家庭等日常生活支援事業
(5)ひとり親家庭等生活向上事業
(6)高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
(7)ひとり親家庭等職業訓練促進資金貸付金事業

2　事業主体及び負担区分

(1)・(7)（国3/4・県1/4）
(2)・(3)（県10/10）　(4)（国10/10）
(5)・(6)（国1/2、県1/4）市町村1/4
(8)（国9/10、県1/10）事業者0

3　地方財政措置の状況

(3)普通交付税
（区分）社会福祉費　（細目）児童福祉費
（細節）児童措置費　（積算内容）母子生活支援施設

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.4人＝3,800千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　母子家庭・父子家庭自立支援給付金支給事業　95,350千円
(ｱ)自立支援教育訓練給付金（3,600千円）※町村在住者対象
指定した講座を受講したひとり親家庭の母又は父に、受講料の6割相当額（限度額200千円）を支給する。
(ｲ)高等職業訓練促進給付金等（91,750千円）※町村在住者対象
ひとり親家庭の母又は父が養成機関で修業する場合に、給付金を支給する。

イ　母子緊急一時保護事業　2,272千円
ＤＶ防止法による一時保護委託の適用が困難で、かつ緊急に自宅を出ざるを得なくなった行き場のない母と子を母子生活支援施設に一時保護する。

ウ　母子・父子自立支援プログラム策定員設置事業　3,449千円
母子・父子自立支援プログラム策定員を設置し、児童扶養手当受給者の個々の事情等に対応した自立支援プログラムを策定して、経済的自立に向けたきめ細やかな支援を行う。

エ　ひとり親家庭等日常生活支援事業　※市町村補助事業　180千円
日常生活等に支障が生じた母子家庭等に、家庭生活支援員を派遣する。

オ　ひとり親家庭等生活向上事業　※市町村補助事業　71,007千円
個々の家庭の状況に応じた生活支援及びひとり親家庭の子供に対し学習支援等を行う。

カ　高等学校卒業程度認定試験合格支援事業　600千円
高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、修了した際に「修了時支援金」、修了から1年以内に試験に合格した際に「合格時支援金」を支給する。（合わせて上限150千円）

キ　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業　8,600千円
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業を実施する団体に、県が事業費及び事務費を補助し、同団体が高等職業訓練促進給付金支給者に、入学準備金（50万円）と就職準備金（20万円）を貸し付ける。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	181,458	119,720	365					61,373	6,822
前年額	174,636	114,878	366					59,392	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：手当・ひとり親家庭支援担当
内線：3337　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B133	母子家庭等交流・生活支援事業	一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭福祉推進事業費

事業期間	平成23年度～	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の5・11（任意）、第35条の2、ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱	宣言項目	
				分野施策	020415　生活の安心支援

1　事業の概要

（1）母子家庭等交流・生活支援事業　7,537千円

（2）ひとり親家庭ワンストップ情報支援事業（新規）　1,112千円

2　事業主体及び負担区分

（国1/2・県1/2）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.1人＝950千円

5　事業説明

（1）母子家庭等交流・生活支援事業　7,537千円

ア事業内容

子育ての不安や生活の悩みを抱えながら、地域で孤立しがちであるひとり親家庭に対して同じ立場の者の目線で相談支援（ピアカウンセリング）を行い、地域におけるひとり親家庭の見守り体制を確立する。

イ事業計画

地域相談員への研修（1回）、地域交流会（100回）
地域相談会（100回）、家庭訪問研修（1回）

ウ事業効果

当事者団体の相談支援能力の強化や活動の活性化を促すとともに、地域でひとり親家庭を見守る体制を整備し、ひとり親家庭の孤立の防止を図る。

平成29年度　地域相談員養成研修会 1回（参加者 40人）、地域交流会 85回　（参加者 1,480人）
地域相談会 91回　（参加者 1,564人）、生活支援講習会 50回（参加者 839人）

（2）ひとり親家庭ワンストップ情報支援事業（新規）　1,112千円

ア事業内容

ひとり親家庭に必要な支援情報が届くよう、ポケットブック「まいたま」を活用してスマホによる情報発信を行う。また、市町村を通じて「ひとり親あんしんサポートカード（仮称）」を配布して「まいたま」への登録を促進する。

イ事業計画

（ア）「まいたま」へひとり親家庭に関する情報を掲載し、登録者に対しては直接情報配信を行う。
（イ）「ひとり親あんしんサポートカード（仮称）」50,000枚を作成し、児童扶養手当更新手続期間を中心に市町村窓口を通じてひとり親家庭へ配布することで、「まいたま」への登録を促す。

ウ事業効果

「まいたま」を活用しスマホによる情報発信を行うことにより、ひとり親家庭が必要とする情報を届けることが可能となる。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	8,649	4,323						4,326	632
前年額	8,017	4,008						4,009	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：企画・子育てムーブメント
内線：3343

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B310	母子福祉団体補助	一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭福祉推進事業費

事業期間	昭和48年度～	根拠法令	埼玉県地域婦人会連合会結婚相談事業補助金交付要綱	宣言項目	
				分野施策	010101　きめ細かな少子化対策の推進

1　事業概要

結婚を希望するひとり親家庭の母等への結婚相談及び情報提供事業の経費を助成することにより、結婚相談及び情報提供を充実させ、ひとり親家庭の母等の福祉の向上を図る。

（1）埼玉県地域婦人会連合会結婚相談所補助　250千円

2　事業主体及び負担区分

（県10/10）埼玉県地域婦人会連合会

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.1人＝950千円

5　事業説明

（1）事業内容　250千円

結婚を希望するひとり親家庭の母等への結婚相談及び、情報提供事業の経費を助成することにより、結婚相談及び情報提供を充実させ、ひとり親家庭の母等の福祉の向上を図る。

（2）事業計画

結婚相談員設置数　2人

相談者数　（平成28年度）44人→（平成29年度）22人→（平成30年度計画）40人

（3）事業効果

結婚を希望するひとり親家庭の母等への支援を促進できる。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	250							250	0
前年額	250							250	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：手当・ひとり親家庭支援担当
内線：3337　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B134	ひとり親家庭就職・転職応援事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭福祉推進事業費

事業期間	平成30年度～平成34年度	根拠法令		宣言項目	
				分野施策	020415　生活の安心支援

1　事業概要

ひとり親世帯、特に母子世帯は経済的に厳しい状況にある。平成28年国民生活基礎調査によると、全国の母子世帯の平均年間所得は270万円であり、児童のいる世帯708万円の4割にも満たない。また、母子世帯の母の82%が就労しているが、正規の職員・従業員は44%であり、多くがパートや非正規雇用となっている。経済的な自立には安定した就労が不可欠であることから、正規雇用に結びつきやすい資格取得や、より条件のよい転職を支援するものである。

（１）ひとり親家庭資格取得応援事業　16,940千円
（２）ひとり親家庭就職・転職相談実施事業　811千円

2　事業主体及び負担区分

（国1/2・県1/2）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.3人＝2,850千円

5　事業説明

（１）事業内容

就業支援専門員を中心に相談から職場定着まで切れ目ない支援を行うとともに、ひとり親の資格取得を支援するため、セミナーや看護学校受験対策講座を実施する。

（２）事業計画

ア　ひとり親家庭資格取得応援事業　16,940千円

（ア）看護学校受験対策講座の実施　16,180千円

看護職はひとり親の就業ニーズが高いことから、看護学校受験を目指すひとり親を対象に受験予備校による実践的な講座を開講し、受験対策相談にも対応することで合格を支援する。

・会場：県内４か所
・人数：80人（各会場20人）
・カリキュラム：看護学校受験コース・准看護学校受験コース
　いずれも週1回　6～12月（全20回）

（イ）資格取得セミナーの開催　760千円

看護師や歯科衛生士など就職につながりやすい資格の取得を希望するひとり親を対象に、セミナーを開催する。

・内容：就職に有利な資格の紹介や取得方法、資格取得に向けての勉強・就職までの体験発表など
・会場等：県内4か所

イ　ひとり親家庭就職・転職相談実施事業　811千円

児童扶養手当現況届手続期間を中心に、ひとり親を対象とした就職・転職相談会を開催する。

・ハローワーク等関係機関との合同相談会　2か所
・就業支援専門員による単独相談会　40回（児童扶養手当現況届手続期間）

（３）効果

経済的に厳しい状況にあるひとり親の安定的な就労を支援することで、その自立が図られる。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	17,751	8,875						8,876	△1,449
前年額	19,200	8,132						11,068	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：手当・ひとり親家庭支援担当
内線：3337　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B218	児童扶養手当給付費	一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	児童扶養手当給付費

事業期間	昭和60年度～	根拠法令	児童扶養手当法第4条、第21条（義務）	宣言項目	
				分野施策	020415　生活の安心支援

1　事業概要

児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭安定と福祉の向上を図る目的で児童扶養手当を給付している。

（1）児童扶養手当給付費　2,137,364千円

2　事業主体及び負担区分

県（町村部）
児童扶養手当　（国1/3・県2/3）
未婚の受給者に対する臨時・特別給付金（国10/10）

3　地方財政措置の状況

普通交付税(単位費用)
(区分)社会福祉費　(細目)2児童福祉費
(細説)(7)児童扶養手当及び母子寡婦福祉対策費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　児童扶養手当の支給要件　2,137,364千円

次のいずれかに該当する18歳の年度末（3月31日）までの児童又は20歳未満で障害のある児童を監護(養育)している父、母又は養育者で、申請者や児童が日本国内に住所を有しない等支給できない要件に該当せず、かつ、所得が一定未満であること。

・父母が婚姻を解消した児童
・父又は母が死亡した児童
・母が婚姻によらないで出産した児童
・父又は母に一定の障害の状態がある児童
・父又は母に1年以上遺棄されている児童
・父又は母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童
・その他父又は母と生計を同じくしていない児童(拘禁、生死不明等)等

イ　児童扶養手当の月額

1人目・・・父、母又は養育者の所得により
42,910円(全部支給)、42,900～10,120円(一部支給)
2人目加算・・・10,140円（全部支給）、10,130～5,070円（一部支給）
3人目以降加算・・・1人につき6,080円（全部支給）、6,070～3,040円（一部支給）

ウ　未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金

平成３１年度税制改正において、未婚のひとり親に対する「寡婦（夫）控除の適用」は見送られたが、未婚の児童扶養手当支給者に対しては年17,500円の給付金を支給するもの。

（2）事業計画

児童扶養手当支給日　年5回　平成31年4月(12月～3月分支給)、8月(4月～7月分支給)、11月(8月～10月分支給)
1月(11月～12月分支給)、3月(1月～2月分支給)
各月11日(土曜日、日曜日、又は祝日の場合はその直前の平日)
※平成31年11月支給から支払月及び支払回数の見直しが行われる。年3回（4.8.12月）→年6回（奇数月）

（3）事業効果

支給対象者(町村分のみ)の推移(各年度7月末)
平成28年度　3,728人　平成29年度　3,460人　平成30年度　3,559人

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	2,137,364	717,121						1,420,243	399,849
前年額	1,737,515	579,171						1,158,344	

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：手当・ひとり親家庭支援担当
内線：3337　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B136	母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金	一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金

事業期間	昭和28年度～	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、31条の6、32条、36条（義務）	宣言項目	
				分野施策	010102　子育て支援の充実

1　事業概要

母子父子寡婦福祉資金特別会計を運営するに当たり、不足する財源に充てるため、一般会計から繰出を行う。

（1）母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金
（債権管理担当職員設置費）　6,847千円
（2）母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金
（貸付事務費）　14,909千円

2　事業主体及び負担区分
（県10/10）

3　地方財政措置の状況
なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員
なし

5　事業説明

（1）事業内容　21,756千円
母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立等を目的に必要な資金を貸し付ける母子父子寡婦福祉資金特別会計を円滑に運営するために、不足する財源を一般会計から繰り出し、充当する。

（2）事業計画
貸付金所要額　818,434千円（1,254件）　繰出額　0千円
事務費所要額　26,968千円　繰出額　21,756千円

（3）事業効果
経済的に厳しい状況にある母子家庭、父子家庭、寡婦に必要な資金を貸し付けることにより、生活の安定や児童の修学を図ることができる。

貸付実績
平成25年度　1,377件(805,906千円)
平成26年度　1,293件(781,869千円)
平成27年度　1,151件(736,582千円)
平成28年度　1,000件(632,573千円)
平成29年度　949件(618,511千円)

繰出の状況

平成25年度	貸付金充当分	18,341千円	事務費充当分	26,133千円
平成26年度	貸付金充当分	207,038千円	事務費充当分	29,889千円
平成27年度	貸付金充当分	179,717千円	事務費充当分	17,799千円
平成28年度	貸付金充当分	14,040千円	事務費充当分	17,679千円
平成29年度	貸付金充当分	0千円	事務費充当分	0千円

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	21,756							21,756	△2,207
前年額	23,963							23,963	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：地域包括ケア担当
内線：3261

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B31	地域包括ケア総合支援チーム派遣事業	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費

事業期間	平成30年度～平成32年度	根拠法令	介護保険法第5条第2項、第3項、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業概要

計画的に全ての市町村への人的支援を実施し、地域包括ケアシステムの構築を加速化する。

（1）総合支援チーム派遣事業　7,102千円

2　事業主体及び負担区分

（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×2人＝19,000千円

5　事業説明

1　総合支援チームの設置・派遣

（1）事業内容

ア　事業内容

・第７期介護保険事業計画を踏まえて、３年間の支援ロードマップを市町村とともに作成
・支援ロードマップを採択して「支援チーム」による人的支援を実施

イ　概要

・自立支援、介護予防、生活支援、医療介護連携等を一体的・総合的に支援するチームを設置
・６３全ての市町村を対象に派遣
・市町村の状況に合わせてチームを編成
・チームは、県職員、保健師、リハ職、地域づくりの専門家等で構成
・テーマ別相談会の実施

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		繰入金							
決定額	7,102	7,102						0	625
前年額	6,477							6,477	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：総務・介護保険担当
内線：3264

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B29	介護保険制度運営推進事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費

事業期間	平成12年度～	根拠法令	介護保険法第38条、第128条、第176条、第184条	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業概要

介護保険制度の運営を円滑に行うため、介護サービス事業者に係る苦情処理体制の整備、介護保険に係る不服申立への対応、要介護認定の水準向上のための研修を行うとともに、介護給付適正化の取組を進める。

1　国保連苦情相談事業　8,860千円
2　介護保険審査会運営　4,663千円
3　要介護認定適正事業　1,431千円
4　介護給付適正化事業　628千円

2　事業主体及び負担区分

（1）（県10/10）
（2）（県10/10）
（3）（国1/2･県1/2）
（4）（県10/10）

3　地方財政措置の状況

（区分）高齢者保健福祉費　（細目）介護保険費
（細節）　介護保険費　（積算内容）介護保険審査会運営、制度施行支援事業・苦情処理業務支援事業

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500円×3.6人＝34,200千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　国保連苦情相談事業
　埼玉県国保連に対し介護事業者に関する苦情相談窓口を設置する経費を補助する。

イ　介護保険審査会運営
　保険者の行政処分である要介護認定や介護保険料等に対する審査請求を処理するため、事案調査を行うとともに、埼玉県介護保険審査会を開催する。

ウ　要介護認定適正実施事業
　要介護認定(要支援認定)が適正に行われるよう研修会を開催する。

エ　介護給付適正化事業
　介護給付費の増大、介護保険料の高騰抑制と、適切な介護サービスの確保のため、保険者である市町村が介護給付の適正化を図れるよう、必要な助言・指導を行う。

（2）事業計画

ア　国保連苦情相談事業　相談窓口の設置：通年
イ　介護保険審査会運営　審査請求への対応：随時
ウ　要介護認定適正事業　研修会の開催：１３回
エ　介護給付適正化事業　市町村個別指導：通年

（3）事業効果

ア　国保連苦情相談事業
　相談件数：４６４件(H29)、苦情申立件数：３件(H29)

イ　介護保険審査会運営
　審査請求受付件数：５４件(H29)

ウ　要介護認定適正事業
　研修参加者数：2,691人(H29)

エ　介護給付適正化事業
　市町村事業実施率：86.9％(H28)　H29は集計中

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	15,582	715	365					14,502	13
前年額	15,569	715	366					14,488	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：総務・介護保険担当
内線：3255

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B28	市町村介護保険財政支援事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費

事業期間	平成12年度～	根拠法令	介護保険法第123条、第124条の2、第147条	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業概要

保険者(市町村)の介護保険給付、地域支援事業に要する費用、低所得者の介護保険料軽減に要する費用について、介護保険法に基づき法定負担割合を負担する。

国、県及び保険者(市町村)の拠出金による介護保険財政安定化基金を設置し、市町村への交付・貸付を行う。

（１）介護給付費負担金　68,544,871千円
（２）介護給付費負担金
（介護職員処遇改善：新しい経済政策パッケージ分）　572,434千円
（３）地域支援事業交付金　3,987,815千円
（４）介護保険財政安定化基金事業　308,833千円
（５）低所得者保険料軽減負担金　866,746千円

2　事業主体及び負担区分

（１）(国1/4、県1/8、保険料1/2)市1/8
（２）(国1/4、県1/8、保険料1/2)市1/8
（３）(県10/10)
（４）(国1/2、県1/4、市町村1/4)

3　地方財政措置の状況

(区分) 高齢者保健福祉費　(細目) 介護保険費
(細節) 介護保険費
(積算内容) 介護給付費負担金、介護保険事業費補助金
地域支援事業支援交付金

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.6人=5,700千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　介護給付費負担金　69,117,305千円
保険者(市町村)が実施する介護保険給付について介護保険法第123条第1項及び第2項の規定により必要な費用を負担する。
(ｱ) 施設等給付費負担金　17.5%
(ｲ) その他給付費負担金　12.5%

イ　地域支援事業交付金　3,987,815千円
保険者(市町村)が実施する地域支援事業について介護保険法第123条第3項及び第4項の規定により必要な費用を負担する。
(ｱ) 新しい介護予防、日常生活支援総合事業　12.5%
(ｲ) 包括的支援事業・任意事業　19.25%

ウ　介護保険財政安定化基金事業　308,833千円
保険料未納、または見込みを上回る給付費増により財政不足が生じた市町村に対し、県に設置している「介護保険財政安定化基金」を原資として、資金の貸付又は交付を行う。

エ　低所得者保険料軽減負担金　866,746千円
市町村民税が全員非課税世帯の介護保険料に、公費を投入して負担軽減を行う事業に必要な費用を負担する。
25%

（２）事業計画

ア　介護給付費負担金
法定負担割合を保険者(市町村)へ交付する。　61保険者　年4回

イ　地域支援事業交付金
法定負担割合を保険者(市町村)へ交付する。　61保険者　年2回

ウ　介護保険財政安定化基金事業
市町村からの申請の基づき必要額を交付・貸付する。　貸付予定保険者：５保険者(見込み)

エ　低所得者保険料軽減負担金
法定負担割合を保険者(市町村)へ交付する。　61保険者　年2回

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		財産収入	繰入金						
決定額	74,280,699	8,833	300,000					73,971,866	5,305,960
前年額	68,974,739	8,635	300,000					68,666,104	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：地域包括ケア担当
内線：3256

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B35	市町村地域支援事業促進事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費

事業期間	平成18年度～	根拠法令	介護保険法第5条第2項	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業の概要

急速な高齢化が進む本県において、市町村が中心となって地域の実情に合わせて効果的に地域支援事業を実施し、高齢者への支援を進めることが必要である。

また、高齢者の生活を支え、地域包括ケアシステム構築において中心的な役割を果たす地域包括支援センターの機能を強化することも非常に重要である。

そこで、市町村の効果的な地域支援事業の実施を促進するための研修や、地域包括支援センターの機能強化を図るための研修を開催する。

（１）地域包括支援センター従事者研修事業　1,615千円

（２）地域支援事業等促進事業（市町村向け研修事業）　1,189千円

2　事業主体及び負担区分

（１）地域包括支援センター従事者研修事業（県10/10）

（２）地域支援事業等促進事業（県10/10）

3　地方財政措置の状況

（１）（２）交付税単位費用
第四節 厚生労働費　第四款 高齢者保健福祉費
１ 介護保険費　細節 介護保険費

（３）　なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.2人＝1,900千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　地域包括支援センター従事者研修事業
地域包括支援センター職員等への研修を年４回程度実施　1,615千円

イ　地域支援事業等促進事業（市町村職員向け研修）
地域包括支援センターの運営を含む地域支援事業を担当する市町村職員への研修を年２回程度実施　1,189千円

（２）事業計画

ア　地域包括支援センターの総合相談業務の充実や地域包括ケアシステムを実現するためのコーディネート力の養成などセンターの機能を強化するとともに、センター相互のネットワークの構築を図るために対象者を階層別にして段階的な研修を実施する。

イ　地域包括支援センターの設置主体である市町村等の職員に対し、センター機能強化のため、基幹機能や支援能力の向上及び地域における課題解決策を検討するための研修を実施する。
また、市町村とセンターで意識を共有し、意見交換してもらうために市町村管理職と地域包括支援センター長合同研修を実施する。

（３）事業効果

・　地域包括支援センター職員や市町村職員等への研修を通して、コーディネート力やノウハウを身につけ、高齢者の支援のために、地域の社会資源につなげることができるようになる。
・　市町村が地域支援事業により高齢者の自立促進と多様な担い手による介護予防を実現することで、いつまでも安心して住み慣れた地域に住み続けることができる高齢者が増えることが期待される。
・　地域包括支援センターと市町村が地域包括ケアシステム構築に向けて共通の目標を持ち、事業に取り組める。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		繰入金							
決定額	2,804	2,804						0	△31
前年額	2,835	2,835						0	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：地域包括ケア担当
内線：3256

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B33	地域包括ケアシステム構築促進事業	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費

事業期間	平成27年度～平成37年度	根拠法令	介護保険法第5条第2項、第115条の45の10第3項、第120条の2第2項	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業の概要

市町村が地域支援事業を効果的に実施できるよう支援することにより、市町村の地域包括ケアシステムの構築を促進する。

（1）地域ケア会議立上げ支援事業　17,217千円
（2）介護予防事業　7,989千円
（3）生活支援体制整備促進事業　23,833千円
（4）地域包括ケアシステム支援事業　13,360千円

2　事業主体及び負担区分

（1）国、県
（2）国、県
（3）国（10/10）
（4）国、県

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×6人＝57,000千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　地域ケア会議立上げ支援事業　17,217千円
・地域ケア会議専門員の派遣による立上げ支援（29市町村×10回）
・地域ケア会議コーディネーターマニュアルの作成（随時）
・地域ケア会議コーディネーター研修（年2回）
・自立支援型ケアプラン実践研修（年2回）、自立支援型アセスメント研修（年2回）、自立支援型地域ケア会議助言者研修（年3回）、事業所向け自立支援研修（年2回）

イ　介護予防事業　7,989千円
市町村介護予防事業アドバイザー連絡会議
・各市町村で介護予防事業に関しての助言指導等を行うリハビリ専門職連絡会の開催（年4回）
・市町村介護予防事業研修に講師等としてリハビリ専門職を派遣（全体会年2回、4地域別×2回）
・介護予防セルフチェックの手引の作成（随時）

ウ　生活支援体制整備促進事業　23,833千円
・生活支援アドバイザーの配置（常勤職員換算1.5人）
・生活支援コーディネーター養成研修（1回）、課題別研修（3回）、合同研修（2回）、現場視察研修（3回）、ブロック別連絡会議（2回×4か所）、指導者養成研修（1回）
・市町村集中支援（15市町村×10日）、生活支援マニュアル更新
・生活支援に係る企業等との連携研修・交流会（各年1回）

エ　地域包括ケアシステム支援事業　13,360千円
・全体支援：地域包括ケア推進会議（情報交換会）（年1回）、在宅医療・介護連携推進事業研修（年1回）等
・圏域別支援：圏域別会議への職員の派遣（随時）
・県民向け情報発信：自立支援普及啓発ツールの開発
・地域包括ケアシステムモデル事業成果報告会

（2）事業計画

ア　平成32年度末までに全市町村で自立支援型地域ケア会議の定期的な実施及びモニタリング会議の実施
イ　平成32年度末までに住民の参加による地域ごとの協議の場の設置及び定期的な話合いの実施

（3）事業効果

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金	諸収入					
決定額	62,399	12,326	36,952	3				13,118	12,365
前年額	50,034	1,424	23,093	3				25,514	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：地域包括ケア担当
内線：3256

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B34	定期巡回・随時対応サービス普及促進事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費

事業期間	平成27年度～平成32年度	根拠法令	介護保険法第5条第2項	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業の概要

定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うものである。

そこで、定期巡回・随時対応サービス事業所が、効果的な運営手法を吸収し、継続的かつ安定的に経営できるよう、事業所へ運営支援アドバイザーを派遣する。

また、サービス普及の鍵を握るケアマネジャー向けにケアプラン作成応援マニュアルを作成し、作成したマニュアルを使用したセミナーを開催する。

さらに、サービスの効果的な利用実例を示す事例発表会を開催するなどして、サービスの利用促進を図る。

（１）定期巡回・随時対応サービス普及促進支援事業　6,669千円

2　事業主体及び負担区分

（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×2.0人＝19,000千円

5　事業説明

（１）事業内容

定期巡回・随時対応サービス普及促進支援事業　6,669千円

定期巡回・随時対応サービス事業所が、効果的な運営手法を吸収し、継続的かつ安定的に経営できるよう、事業所へ運営支援アドバイザーを派遣する。

また、サービス普及の鍵を握るケアマネジャー向けにケアプラン作成応援マニュアルを作成し、作成したマニュアルを使用したセミナーを開催する。

さらに、サービスの効果的な利用実例を示す事例発表会を開催するなどして、サービスの利用促進を図る。

（２）事業計画

補助対象事業者への運営支援アドバイザーの派遣（通年）
マニュアルの作成（４月～１２月）
セミナーの開催（１回／年）
事例発表会の開催（１回／年）

（３）事業効果

定期巡回・随時対応サービスの実施市町村数を増やし、普及促進を図る。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	6,669							6,669	△958
前年額	7,627							7,627	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：総務・介護保険担当
内線：3255

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B32	要介護度改善等促進事業	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費

事業期間	平成28年度～平成32年度	根拠法令	介護保険法第５条第２項	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業概要

要介護度改善等に積極的に取り組む事業所を表彰・認証することで、、事業所の取り組みを促進するとともに、利用者の自立に向けた意識の高揚を図る。

1　要介護度改善等促進事業　　2,042千円

2　事業主体及び負担区分

県１０／１０

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×１人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容

1　要介護度改善等促進事業

要介護度改善等に積極的に取り組む事業所を表彰・認証することで、事業所の取組を促進するとともに、利用者の自立に向けた意識の高揚を図る。

（2）事業計画

1　要介護度改善等促進事業

通所介護事業所等を対象に、一定の要件を満たす事業所を募り、要介護度の改善等に関し一定の成果を上げた事業所を表彰・認証する。

（3）事業効果

・　介護事業者及び利用者の要介護改善等への取組を促進させ、利用者の生活の質の向上を図り、ひいては介護保険制度の持続可能性に資する。
・　５か年計画の施策指標「７５歳～７９歳の要介護認定率：１２．３％未満」の達成に資する。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	2,042							2,042	9
前年額	2,033							2,033	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：地域包括ケア担当
内線：3256

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B30	看取り体制強化事業	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費

事業期間	平成29年度～	根拠法令	介護保険法第5条第2項	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業概要

高齢者が最後まで住み慣れた場所で暮らせるようにするため、高齢者の生活を支える介護施設等の職員向けの全体研修及び各介護施設への講師派遣を実施し、介護施設の職員のスキルアップを図るとともに、介護施設における看取り体制の強化を促進する。

（１）看取りケア研修
　　看取りケア実習講師派遣　　11,825千円

2　事業主体及び負担区分
（県10/10）

3　地方財政措置の状況
なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員
人件費　1人（9,500千円）

5　事業説明

（１）事業内容
ア　看取り体制強化事業　　11,825千円
介護施設の職員向けに看取りケアに関する研修の実施、介護施設の職員のスキルアップを図るとともに、介護施設等における看取り体制の強化を促進する。

(ｱ)看取りケア研修　　9,868千円
対象：介護施設の職員
目的：介護施設の看取りの取組を促進する
内容：看取りケアの基礎的知識の習得、グループワーク・ロールプレイングによる具体的な取組イメージの獲得

(ｲ)看取りケア実習講師派遣　　1,957千円
対象：看取りケアを導入する介護施設
目的：介護施設で看取りを実践する人材を育成する
内容：各介護施設が看取りケアに関する実習を行う場合に講師を派遣

（２）事業計画
(ｱ)介護施設等職員向けに看取りケア研修　年２回（１回３日間×２会場）定員計６００人
(ｲ)年３０施設

（３）事業効果
地域における看取り体制を強化し、高齢者が最後まで安心して住み慣れた場所で生活できる環境を整えることにより、地域包括ケアシステムの構築が促進される。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		繰入金							
決定額	11,825	11,825						0	728
前年額	11,097	9,180						1,917	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：地域包括ケア担当
内線：3256

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B36	家族介護者等支援事業	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費

事業期間	平成29年度～	根拠法令	介護保険法第5条第2項	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業概要

市町村における家族介護者等への支援体制を強化するため、地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施して介護者に対する相談支援体制の強化を図るとともに、介護者支援について普及啓発するイベントを実施して介護者が相談しやすい環境づくりを整備する。

(1)家族介護者等支援事業　3,570千円

2　事業主体及び負担区分

（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　家族介護者等支援事業　3,570千円

(ｱ)地域包括支援センター職員を対象とした研修の実施（委託事業）

（2）事業計画

ア　家族介護者等支援事業

(ｱ)地域包括支援センター職員を対象とした研修の実施（年１回×４か所）

（3）事業効果

各市町村における家族介護者等への支援体制を強化し、高齢者の在宅生活の環境を整えることにより、地域包括ケアシステムの構築が促進される。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		繰入金							
決定額	3,570	3,570						0	486
前年額	3,084	3,084						0	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：地域包括ケア担当
内線：3256

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B60	地域包括ケアシステム広域支援事業	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費

事業期間	平成30年度～	根拠法令	介護保険法第５条	宣言項目	
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業概要

市町村の地域包括ケアシステム構築のために必要なリハビリ専門職の「量」と「質」を確保するとともに地域リハビリテーションの効果的な推進を図る。

（１）地域リハビリテーション推進協議会・ケアサポートセンター連絡調整会議費　457千円
（２）地域リハビリテーションケアサポートセンター活動費　11,469千円
（３）認定セラピスト育成事業　4,755千円

2　事業主体及び負担区分

（国1/2、県1/2）［（１）、（２）、（３）２、（３）３、（４）］
（国2/3、県1/3）［（３）１］

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.2＝1,900千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア地域リハビリテーション推進協議会・ケアサポートセンター連絡調整会議運営費
地域リハビリテーションを効率的に推進するため、県内関係機関、団体等で構成する地域リハビリテーション推進協議会及びケアサポート連絡調整会議を開催し活動状況の憲章及び支援体制に係る基本方針等の検討などを行う。

イ地域リハビリテーションケアサポートセンター活動費
県内二次医療圏域ごとに指定した地域リハビリテーションケアサポートセンターに、市町村や地域包括支援センター等に対する技術的助言やリハビリ専門職の派遣調整などの支援業務を委託する。

ウ認定セラピスト育成事業
派遣ニーズの増大に伴う地域包括ケアシステム構築のためのリハビリ専門職の「量」と「質」の両面からバックアップしていく。
・「量」への対応・・・人材バンクデータ管理システムの構築
・「質」への対応・・・スキルアップ研修の開催、スーパーアドバイザーによるフォローアップ

（２）事業計画
地域においてリハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進することを目的に、市町村単独では確保が困難なリハビリ専門職等について、広域派遣や育成支援を実施する。

（３）事業効果
地域の医療機関等のリハビリ専門職等を活用することで、地域包括ケアシステム構築の広域支援を行う。

（４）県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況
直接住民に接する地域包括支援センター等がリハビリ専門職を有する地域の医療機関等から支援を受けられる仕組みを構築する。

（５）その他

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金						
決定額	16,681	7,546	1,586					7,549	△1,079
前年額	17,760	8,085	878					8,797	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：認知症・虐待防止担当
内線：3262

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B43	若年性認知症の人の就労等社会参加支援事業	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費

事業期間	平成31年度～平成37年度	根拠法令	介護保険法第5条第3項、認知症総合戦略推進事業実施要綱	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業概要

若年性認知症の人の就労継続・再就職支援、本人ミーティング及び実態調査を実施することで、若年性認知症の人が社会とのつながりを保ち、生きがいを持って暮らせる環境を整備する。

（１）若年性認知症の人の就労支援事業　10,821千円

（２）若年性認知症実態調査事業　7,058千円

（３）本人ミーティング開催事業　266千円

2　事業主体及び負担区分

（１）（国1/2・県1/2）
（２）（国1/2・県1/2）
（３）（国1/2・県1/2）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（１）事業説明

ア　若年性認知症の人の就労継続・再就職支援　10,821千円
企業等に対する雇用継続等への理解促進、若年性認知症の人や家族からの就労継続・再就職に関する相談対応を実施する。

イ　若年性認知症実態調査の実施　7,058千円
若年性認知症の実態、居場所、社会参加に関する調査及び認知症高齢者の活動等に関する実態調査を実施する。

ウ　本人ミーティングの開催　266千円
本人や家族の思いや要望を施策に反映させるため、本人ミーティングを開催する。

（２）事業計画

ア　専門員の配置、本人・家族とともに企業訪問による理解促進（５０社／年）、企業向けセミナーの開催（４回／年）
イ　若年性認知症の実態調査
ウ　本人ミーティングを年４回開催

（３）事業効果

ア　本人や家族の希望する就労継続、再就職ができる環境を整備することができる。
イ　若年性認知症の実態調査を行うことで、埼玉県における認知症を取り巻く環境を把握することができ、更なる社会参加の場の創出に反映させることができる。
ウ　本人や家族の希望を把握することで、望ましい施策の検討を行うことができる。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	18,145	9,072						9,073	18,145
前年額	0							0	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：認知症・虐待防止担当
内線：3262

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B38	認知症ケア技術向上事業	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費

事業期間	平成30年度～平成32年度	根拠法令	介護保険法第5条の2第2項、認知症総合戦略推進事業実施要綱	宣言項目	
				分野施策	

1　事業概要

認知症の介護方法に関する相談窓口の設置及び認知症介護技術の向上研修を実施することにより、認知症の人の介護に携わる家族介護者や施設職員を支援する。

（１）認知症ケア技術向上事業　7,853千円
（２）認知症ケア研修会開催事業　5,850千円

2　事業主体及び負担区分

（１）（国1/2・県1/2）
（２）（国1/2・県1/2）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　認知症ケア向上チームの設置　7,853千円

県内の認知症ケアの質を向上するため、市町村の相談対応支援や認知症ケアに係る研修会実施等の役割を担う認知症ケア向上チームを設置する。

イ　認知症ケア研修会の開催　5,850千円

県内の認知症介護指導者及び認知症介護施設職員が協働し、①認知症介護事業者への研修会、②市町村窓口に対する認知症相談対応能力向上研修会、③在宅で認知症の方を介護されている方向けのケア研修会を実施することにより、総合的な認知症ケアの質向上を図る。

（２）事業計画

ア　認知症ケア向上チームを県内で合計10チーム設置し、研修カリキュラムの検討及び作成を行う。
イ　認知症ケア向上チームが、認知症介護施設への研修及び在宅介護者向け研修セミナーの開催、市町村認知症ケア相談室の立上げ、相談対応能力向上支援を行う。

（３）事業効果

ア　認知症ケア向上チームの設置　10チーム（H30～H32）
イ　①　認知症介護事業者訪問研修会（H30～32：合計120施設）
　　②　認知症介護事業者への全体研修会（H30～32：合計30回）
　　③　市町村認知症相談対応能力向上研修会（H30～32：合計30回）
　　④　在宅で認知症介護をされている方向け研修会（H30～32：合計30回）

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	13,703	6,851						6,852	△96
前年額	13,799	6,899						6,900	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：認知症・虐待防止担当
内線：3251

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B37	認知症ケア支援事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費

事業期間	昭和63年度～	根拠法令	(1)認知症介護実践者等養成事業実施要綱　(2)、(3)介護保険法第5条第3項　(4)認知症施策普及・相談・支援事業実施要綱	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業の概要

認知症に関する正しい知識の普及・啓発・研修を実施することにより、認知症高齢者その家族及び認知症介護に携わる介護者等を支援する。

(1)認知症介護研修事業　10,538千円
(2)認知症地域医療支援事業　5,691千円
(3)認知症ケア人材育成事業　3,933千円
(4)認知症施策普及・相談・支援事業　2,975千円

2　事業主体及び負担区分

(1)(県10/10)
(2)(県10/10)
(3)(県10/10)
(4)(国1/2・県1/2)

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.6人＝15,200千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　認知症介護研修事業　10,538千円

イ　認知症地域医療支援事業　5,691千円

認知症の早期発見と医療・介護が連携したサービスを受けられるよう、かかりつけ医、病院勤務の医療関係者、専門職等を対象として認知症対応力向上研修を実施する。また、かかりつけ医及び専門医療機関と地域包括支援センター等の連携推進役となる認知症サポート医を養成する。

ウ　認知症ケア人材育成事業　3,933千円

認知症初期集中支援チームと地域支援推進員に対する研修等を実施して市町村を支援する。

エ　認知症施策普及・相談・支援事業　認知症介護電話相談、認知症介護家族交流会等　2,975千円

（2）事業計画

ア　認知症介護研修事業（８種類）

①認知症介護実践研修（実践者研修）、②認知症介護実践研修（実践リーダー研修）、③認知症対応型サービス事業開設者研修、④認知症対応型サービス事業管理者研修、⑤小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、⑥認知症介護指導者養成研修、⑦認知症介護指導者フォローアップ研修、⑧認知症介護基礎研修

イ　認知症サポート医の養成やかかりつけ医や医療従事者等への認知症対応力向上研修の継続的な実施により、認知症に関する豊富な知識を持つ医師や医療従事者が適切な医療を提供する環境を整備する。

ウ　認知症初期集中支援チーム員研修及び認知症地域支援推進員研修の継続的な実施により、市町村における認知症施策の推進を支援する。また、事例検討会を実施し、円滑な事業継続を支援する。

エ　認知症施策普及・相談・支援事業

（3）事業効果

ア　認知症介護研修事業　平成29年度修了者　9,693人(累計)

イ　かかりつけ医認知症対応力向上研修修了医　平成29年度末　1,226人 → 平成32年度　1,700人（目標）（予定）

ウ　認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の実施及び配置

エ　認知症施策普及・相談・支援事業　平成29年度電話相談4,094件(累計)

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金						
決定額	23,137	1,487	12,679					8,971	47
前年額	23,090	1,487	12,632					8,971	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：認知症・虐待防止担当
内線：3262　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B41	認知症の人にやさしい地域づくり推進事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費

事業期間	平成24年度～	根拠法令	(1),(2)介護保険法第5条第3項 (3)老人福祉法第32条の2	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業の概要

認知症の人と家族が安心して暮らすことができる地域社会を構築するため、認知症サポーターの養成や市町村認知症施策を推進する。

（1）認知症サポーター養成促進事業　1,391千円
（2）市町村認知症施策支援事業　344千円
（3）認知症サポーター活動促進事業　260千円

2　事業主体及び負担区分

（1）（県10/10）
（2）（国1/2・県1/2）
（3）（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.6人＝5,700千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　認知症サポーター等の養成（通年）　1,391千円
認知症になっても地域で安心して暮らせる社会を構築するための応援者である認知症サポーター及び養成の講師役であるキャラバン・メイトを養成する。また、認知症サポート企業を登録し、企業等における認知症サポーターの養成や認知症の人や家族への支援を促進する。

イ　市町村認知症施策支援事業（7月～12月）　344千円
市町村における認知症施策の全体的な向上を図るため、認知症施策の推進についての検討や、先進的な取組について市町村や関係者との情報共有を行う。

ウ　認知症サポーター活動促進事業（通年）　260千円
養成された認知症サポーターが、地域で認知症の人に直接的な支援を行うための仕組みを構築することで、より安心して暮らせる地域づくりを進める。

（2）事業計画

ア　認知症サポーターと認知症サポーター養成の担い手であるキャラバン・メイトを継続的に養成する。
イ　認知症施策推進会議（年2回）の開催を通じて市町村支援のあり方を検討するとともに、市町村認知症連絡会（年1回）により各市町村への支援及び市町村間での情報共有を行う。
ウ　認知症サポーターが地域で認知症の人に直接的な支援を行えるよう研修を実施する。

（3）事業効果

ア　認知症サポーターの増加　H30年9月末現在 423,785人　→　H32年度末 560,000人（目標）
イ　市町村における認知症施策の充実
ウ　認知症サポーターに対する研修により認知症の人への直接的な支援の実施

（4）県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況

認知症への理解を深め認知症の人を支える取組を行う「認知症サポート企業」の登録を行う。
認知症サポーターの活動促進

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	1,995	172						1,823	0
前年額	1,995	172						1,823	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：認知症・虐待防止担当
内線：3251

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B39	成年後見制度利用促進事業	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費

事業期間	平成17年度～	根拠法令	老人福祉法第32条の2	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業の概要

今後、認知症高齢者や親族等による成年後見の困難な者が増加し、成年後見制度の需要の増大が見込まれることから、市町村において成年後見制度を活用するための体制の整備・強化の支援をし、成年後見制度の利用を促進する。

(1)市民後見推進事業　26,050千円
(2)成年後見制度利用促進体制構築事業　555千円
(3)市町村長申立て支援事業　98千円

2　事業主体及び負担区分

(1)(県10/10)
(2)(国1/2・県1/2)
(3)(国1/2・県1/2)

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.4人＝1,900千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　市民後見推進事業　26,050千円
市民後見人を養成するための研修の実施等
（研修対象者）市民後見人として活動することを希望する地域住民
（研修内容等）市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容であるカリキュラムを作成するものとする。

イ　成年後見制度利用促進体制構築事業　555千円
・市町村職員等を対象とした市民後見推進に関する研修の実施(1回)
・成年後見制度利用促進体制の構築

ウ　市町村長申立て支援事業　98千円
・市町村職員等を対象に申立てに関する研修の実施　(1回)(8月)

（2）事業計画

ア　実施予定　24市町
イ・市町村職員等を対象とした市民後見推進に関する研修の実施(1回)
・成年後見制度利用促進協議会の開催　(全県1回・地区7回)
ウ　市町村職員等を対象に申立てに関する研修の実施　(1回)

（3）事業効果

成年後見制度が利用しやすい体制の整備
関係機関の連携強化
市民後見推進研修　(H30　67人参加)
成年後見制度市町村長申立て研修　(H30 103人参加)

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金						
決定額	26,703	180	26,050					473	1,025
前年額	25,678	180	25,025					473	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：認知症・虐待防止担当
内線：3262

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B42	若年性認知症施策推進事業	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費

事業期間	平成21年度～	根拠法令	介護保険法第5条3、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業の概要

若年性認知症支援コーディネーターの配置及び若年性認知症に関する啓発を行うことで、相談対応体制を整備し、早期に適切な医療を受けることや、本人の居場所を作るなどして、本人や家族介護者の不安や負担の軽減を図る。

（1）若年性認知症支援コーディネーター設置等事業　5,796千円

（2）若年性認知症自立支援体制構築促進事業　123千円

（3）若年性認知症啓発事業　386千円

2　事業主体及び負担区分

（1）（国1/2・県1/2）
（2）（国1/2・県1/2）
（3）（国1/2・県1/2）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　若年性認知症支援コーディネーターの設置等による総合支援体制の構築　5,796千円
若年性認知症支援コーディネーターの設置、電話窓口の設置、コーディネーターを中心とした居場所づくりにより、若年性認知症の人及び家族を総合的に支援する。

イ　若年性認知症自立支援体制の構築　123千円
若年性認知症の人や家族に対する支援の充実を図るため、認知症施策の推進についての検討や先進的な取組を通じ行政・医療・介護等の支援関係者との情報共有を行う。

ウ　若年性認知症に関する啓発の実施　386千円
企業関係者、専門職、家族等に対して若年性認知症に関する啓発を行い、早期発見や就労継続、介護負担軽減につなげる。

（2）事業計画

ア　若年性認知症支援コーディネーター及び相談電話窓口の設置
イ　若年性認知症支援関係者の会議（年2回）の開催
ウ　企業関係者や行政・医療・介護等を対象とした若年性認知症支援セミナー（年1回）の開催。若年性認知症啓発リーフレットの作成。

（3）事業効果

ア　専門の相談窓口を明示することで、スムーズな相談対応及び医療介護連携が可能となる。
イ　先進地域の事例紹介や施策の検討会議の開催により、必要な施策実施につなげる。
ウ　企業等に対する啓発により若年性認知症の人を早期に医療へつなぎ、就労継続につなげる。また、若年性認知症に関する知識の修得により、支援関係者の体制を強化する。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	6,305	3,152						3,153	2
前年額	6,303	3,151						3,152	

平成31年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
担当名：認知症・虐待防止担当
内線：3251

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B44	高齢者虐待対策事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	高齢者虐待防止対策費

事業期間	平成17年度～	根拠法令	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	宣言項目	02　健康・医療・介護の安心確保
				分野施策	010205　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

1　事業概要

高齢者虐待に対応するための支援及び普及啓発を行うとともに、市町村の相談窓口やネットワークづくり等の体制整備を支援する。

（1）高齢者虐待体制整備事業　3,434千円
（2）高齢者虐待対応研修事業　387千円
（3）介護施設等虐待予防・対応事業　84千円
（4）要援護高齢者等支援事業　20千円
（5）養介護施設従事者等研修事業　951千円
（6）高齢者虐待検証事務　1,389千円

2　事業主体及び負担区分

（1）～（4）国1/2　県1/2
（5）、（6）県10/10

3　地方財政措置の状況

（区分）高齢者保健福祉費（細目）高齢者福祉費
（細節）高齢者福祉対策費
（積算内容）高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する事務経費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.5人=14,250千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　高齢者虐待体制整備事業　3,434千円
高齢者虐待相談・指導のための専門の職員を地域包括ケア課内に配置する。（1人）（通年）

イ　高齢者虐待対応研修事業　387千円
高齢者虐待対応専門員研修を実施する。（200人）（5月）
高齢者虐待対応専門員の困難事案対応能力向上のためのフォローアップ研修を実施する。（100人）（1月）

ウ　介護施設等虐待予防・対応事業　84千円
介護施設等での虐待防止への取組を実地に指導する。（10か所）

エ　要援護高齢者等支援事業　20千円
要援護高齢者等支援ネットワーク会議構成員による会議を開催する。（2月）（1回）

オ　養介護施設従事者等研修事業　951千円
介護施設・事業所の職員向け高齢者虐待防止研修を実施する。（500人×4回）

カ　高齢者虐待検証事務　1,389千円
心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待事例について検証を行う。（随時）

（2）事業計画

ア　専門職員を配置し、市町村等関係機関の相談、指導体制を整備する。
イ　市町村における高齢者虐待対応窓口での対応能力向上のため、大学教授等専門家による研修を実施する。
更に、困難事案対応能力向上のため、事例検討による研修を実施する。
ウ　介護施設・事業所の職員による高齢者虐待を未然に防止するため、実地指導等を行う。
エ　見守り活動等の活性化を図るため、会議を開催し情報交換を行う。
オ　埼玉県虐待禁止条例の施行に伴い、介護施設・事業所の職員向け高齢者虐待防止研修を実施する。
カ　埼玉県虐待禁止条例の施行に伴い、心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待事例について検証を行う。

（3）事業効果

市町村における速やかな高齢者虐待への対応
専門員の養成状況　平成28年度→244人、平成29年度→227人、平成30年度→256人
介護施設等従事者への虐待防止への啓発
参加者数　平成28年度→235人、平成29年度→253人、平成30年度→329人（7月現在）

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	6,265	1,957	402					3,906	3
前年額	6,262	1,961	403					3,898	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：施設支援担当
内線：3314

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B214	障害者施設等自立支援給付費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者支援費

事業期間	昭和25年度～	根拠法令	障害者総合支援法第94条（義務）	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業概要

障害者が施設等において障害福祉サービスを受けたときに、市町村が自立支援給付費として支出した費用に対して一定割合を負担する。

（1）自立支援給付費　18,743,578千円

（2）障害児（者）短期入所事業費　817,982千円

（3）審査事務委託料（療養介護）　96千円

（4）介護人材の処遇改善等　140,737千円

2　事業主体及び負担区分

（1）国1/2・（県1/4）・市町村1/4
（2）国1/2・（県1/4）・市町村1/4
（3）（県10/10）
（4）国1/2・（県1/4）・市町村1/4

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
（区分）社会福祉費（細目）障害者自立支援費
（細節）障害者自立支援費
（積算内容）障害者自立支援給付費負担金

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.1人＝10,450千円

5　事業説明

（1）事業内容

障害者が施設等において、障害福祉サービスを受けたときに市町村が支出する自立支援給付費の一部を負担する。

ア　自立支援給付費　18,743,578千円
入所施設及び通所事業所の障害福祉サービスに係る自立支援給付費の一部負担。
イ　障害児（者）短期入所事業費　817,982千円
短期入所事業所の障害福祉サービスに係る自立支援給付費の一部負担。
ウ　審査事務委託料（療養介護）　96千円
療養介護事業所における医療費の審査事務委託料。
エ　介護人材の処遇改善等　140,737千円
消費税増額に伴う障害福祉サービス等報酬改定に係る増額分及び新しい政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善に係る増額分

（2）事業計画

ア　自立支援給付費　入所101施設　通所832事業所（31年4月見込）
イ　障害児（者）短期入所事業費　201事業所（31年4月見込）
ウ　審査事務委託料（療養介護）　150人／月

（3）事業効果

障害者施設等の利用者数
16,109人（平成22年度）→33,551人（平成29年度）

（4）その他

障害者総合支援法において県に義務づけられている負担金。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	19,702,393							19,702,393	967,829
前年額	18,734,564							18,734,564	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：地域生活支援担当
内線：3318

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B95	在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者支援費

事業期間	平成27年度～	根拠法令	埼玉県在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付要綱	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業の概要

医療的ケアを必要とする重症心身障害児等を在宅で介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、対象児者をショートステイ及びデイサービスで受け入れた施設等を支援する。

（1）ショートステイ促進事業費　20,035千円
（2）デイサービス促進事業費　2,780千円
（3）デイサービス設備整備費　450千円
（4）看護職員研修費　1,000千円
（5）コーディネーター養成研修　1,680千円

2　事業主体及び負担区分

（1）、（2）（県1/2）、市町村1/2
（3）、（4）（県10/10）
（5）（県1/2）、国1/2

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.5人＝4,750千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　ショートステイ促進事業費　20,035千円
医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等をショートステイで受け入れた医療機関及び医療型障害児入所施設（重症心身障害児施設）に対して補助（20,000円/日、10,000/日）を行う。

イ　デイサービス促進事業費　2,780千円
医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等をデイサービスで受け入れた訪問看護ステーション等事業所に対して補助（20,000円/日）を行う。

ウ　デイサービス設備整備費　450千円
専用ベッドの設備がないデイサービス事業所が、新たに医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等の受け入れを始める場合に、その購入経費の一部の補助（150,000円/台）を行う。

エ　看護職員研修費　1,000千円
医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等の受け入れを新たに始めるショートステイ及びデイサービスの施設等の看護職員に対する研修について、重症心身障害児等の受入実績がある施設等に対し委託する。

オ　コーディネーター養成研修費　1,680千円
医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等が地域で安心して暮らせるよう、適切な支援が行える人材を養成するため研修を実施する。

（2）事業計画

医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等と家族が安心して地域で生活できるよう、受入可能なショートステイ及びデイサービスの施設等を拡充する。

（3）事業効果

医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等に身近な地域でのサービス提供を可能とし、介助する家族の精神的・身体的負担が軽減される。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	25,945	840						25,105	△7,485
前年額	33,430	840						32,590	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：地域生活支援担当
内線：3317

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B96	医療的ケア児支援体制整備促進モデル事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者支援費

事業期間	平成31年度～平成32年度	根拠法令		宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業概要

医療的ケアが必要な障害児が地域で安心して生活することができるよう、デイサービス施設での受入体制を整備する。

（１）デイサービス受入促進事業費　7,500千円
（２）医療的ケア児支援従事者養成研修費　5,000千円
（３）支援体制整備費　300千円

2　事業主体及び負担区分

（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.5人＝4,750千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　デイサービス受入促進事業費　7,500千円
事業所において医療的ケアが必要な障害児を受入れるため、必要なベッドの設置等に係る費用を補助する。

イ　医療的ケア児支援従事者養成研修費　5,000千円
医療的ケアが必要な障害児を受入れる事業所でたんの吸引等の医療行為を提供できる職員を養成するため、研修費用を補助する。

ウ　支援体制整備費　300千円
市町村において医療的ケアが必要な障害児の受入が円滑に進むよう、障害児の受入れについて事業所等関係機関と情報共有や意見交換を行う。

（２）事業計画

医療的ケアが必要な障害児のニーズがある市町村をモデルとして、受入先の確保や人材の育成を行うとともに、個別事例を収集し、地域での受入体制を整備する。

（３）事業効果

医療的ケアが必要な障害児が、身近な地域でサービスを利用することが可能になる。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	12,800							12,800	12,800
前年額	0							0	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：施設支援担当
内線：3314

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B101	地域活動支援センター助成費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	地域活動支援センター助成費

事業期間	平成19年度～	根拠法令	障害者総合支援法第77条（任意）、障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業概要

法定外施設（心身障害者地域デイケア施設、精神障害者小規模作業所）から移行した地域活動支援センターが、移行前と同等のサービス提供を確保するため、運営費助成を行う市町村に対し、助成に要する経費の一部を補助する。

(1)　地域活動支援センター運営費補助　105,821千円
(2)　地域活動支援センター等移行支援事業　3,100千円

2　事業主体及び負担区分

(1) 及び(2)　(県1/2)市町村1/2
実施主体:市町村
(運営費から市町村単独補助事業分6,000千円を除いた額について1/2ずつ助成)

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.2人=1,900千円

5　事業説明

(1) 事業内容

地域活動支援センターは、障害者に対し通所によって絵画や書道などの創作的活動や簡単な作業を行う施設である。

法定外施設（心身障害者地域デイケア施設、精神障害者小規模作業所）から移行した地域活動支援センターのうち、実利用者数10人以上、かつ、職員の加配や設備を設置するなど、県が定める基準を満たす施設の運営費の一部について、県が上乗せ補助を行う。

(2) 事業計画

	H29決算		H30当初見込		H31当初見込
地域活動支援センター	30施設	→	30施設	→	30施設

補助額

A型	7施設	（身体・知的・精神　15人以上）	46,563千円
B型	10施設	（身体・知的・精神　10人以上）	45,504千円
C型	13施設	（主に精神　概ね10人以上）	13,754千円

(3) 事業効果

地域活動支援センターに移行した法定外施設（心身障害者地域デイケア施設、精神障害者小規模作業所）が、移行前と同等のサービスの提供を確保し、地域で暮らす障害者が安心して施設を利用することができる。

平成29年度	①A型：7施設	②B型：10施設	③C型：13施設
平成28年度	①A型：7施設	②B型：12施設	③C型：13施設
平成27年度	①A型：7施設	②B型：17施設	③C型：16施設
平成26年度	①A型：10施設	②B型：17施設	③C型：16施設
平成25年度	①A型：11施設	②B型：19施設	③C型：21施設

(4) 地域活動支援センター等移行支援事業

法定の障害福祉サービス事業所への移行を促進することで、補助対象となるセンターの数が減少する。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	108,921							108,921	△8,524
前年額	117,445							117,445	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：施設支援担当
内線：3304

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B93	グループホーム等事業助成費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	生活ホーム事業助成費

事業期間	昭和63年度～	根拠法令	障害者総合支援法第94条第1項（義務） 埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業概要

障害者のグループホーム等におけるサービス提供に係る費用を支出した市町村に対して、その費用の一部を負担する。

（１）グループホームサービス費負担金　2,563,579千円
（２）グループホーム運営費補助　21,307千円
（３）生活ホーム運営費補助　27,218千円
（４）障害者暮らし体験事業　368千円
（５）介護人材の処遇改善等　18,796千円

2　事業主体及び負担区分

事業主体：市町村
負担区分(1)・(5)　国1/2（県1/4）市町村1/4
(2)～(4)　（県1/2）市町村1/2

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
（区分）社会福祉費
（細目）障害者自立支援費
（細節）障害者自立支援費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×2.4人＝22,800千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　グループホームサービス費負担金　2,563,579千円
障害者のグループホーム利用に係る訓練等給付費等を支給した市町村に負担金を交付する。

イ　グループホーム運営費補助　21,307千円
グループホーム利用に係る訓練等給付費が生活ホーム事業の基準額を下回る場合に、その差額を補助する市町村に対し、その費用の一部を補助する。

ウ　生活ホーム運営費補助　27,218千円
生活ホーム事業を実施する市町村に対し、その費用の一部を補助する。

エ　障害者暮らし体験事業　368千円
生活ホームでの暮らしを希望する利用者が体験利用した場合の費用を補助する市町村に対し、その費用の一部を補助する。

オ　介護人材の処遇改善等　18,796千円
消費税増額に伴う障害福祉サービス等報酬改定に係る増額分及び新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善に係る増額分。

（２）事業計画

グループホーム等の見込量　※平成25年度～平成29年度は実績値
平成25年度3,173人分　平成26年度3,386人分　平成27年度3,475人分
平成28年度3,859人分　平成29年度4,311人分　平成30年度4,800人分（見込み）

（３）事業効果

グループホーム等の運営が維持されて、地域での住まいの場が確保されることにより、障害者施設からの退所や精神科病院からの退院が促進される。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	2,631,268							2,631,268	313,964
前年額	2,317,304							2,317,304	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：地域生活支援担当
内線：3317

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B102	障害児等療育支援事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害児等療育支援事業費

事業期間	平成 8年度～	根拠法令	障害者総合支援法　第78条第1項（義務） 埼玉県障害児等療育支援事業実施要綱	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業概要

在宅障害児(者)の地域生活を支えるため、身近な地域で療育、相談等が受けられるような体制の整備を行う。
また、保育所等の職員を対象に研修会等を行うことで障害児（者）の福祉の向上を図る。

（１）障害児等療育支援事業　116,973千円

2　事業主体及び負担区分

（県10/10）

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
（区分）社会福祉費
（細目）知的障害者福祉費
（細説）知的障害者保護費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

（人件費）
9,500千円×0.3人＝2,850千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　療育等支援施設事業　115,562千円
障害児施設等に委託し、在宅障害児（者）に対し、訪問や外来での療育指導や相談を行う。

イ　療育拠点施設事業　1,411千円
専門的な療育機能を有する施設に委託し、アの事業を実施する障害児施設をバックアップ（処遇困難な事例に対する個別相談や療育方法の指導）する。

（２）事業計画

充実した職員や設備を有する既存の障害児（者）施設機能を活用することにより、身近な地域で療育体制の充実を図る。県内１７圏域において事業を実施。

（３）事業効果

身近な地域で療育や相談を受けたり、保育所・小中学校等の職員への研修が行われることにより、障害児（者）やその家族に対する療育体制の整備が促進される。

平成２７年度　訪問相談件数　6,722件、外来相談件数　7,590件、施設相談件数　2,512件
平成２８年度　訪問相談件数　7,111件、外来相談件数　7,883件、施設相談件数　2,665件
平成２９年度　訪問相談件数　6,760件、外来相談件数　8,196件、施設相談件数　2,534件

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	116,973							116,973	△10
前年額	116,983							116,983	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：地域生活支援担当
内線：3317

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B98	ホームヘルプサービス事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	ホームヘルプサービス事業費

事業期間	平成12年度～	根拠法令	1・2・5　障害者総合支援法　第94条第1項（義務） 3・4　障害者総合支援法　第78条（任意）	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業概要

障害者の自立した地域生活を支援するため、ホームヘルプサービス等を提供した市町村に対して費用の一部を負担する。また従事者の養成研修を実施する。

（1）　ホームヘルプサービス事業　3,473,994千円
（2）　サービス利用計画作成　302,484千円
（3）　専門分野従事者養成研修事業　4,794千円
（4）　重度障害者に係る市町村特別支援事業　210,000千円
（5）　介護人材の処遇改善等　28,715千円

2　事業主体及び負担区分

（1）（5）国1/2　（県1/4）　市町村1/4
（2）国1/2　（県1/4）　市町村1/4
（3）（国1/2　県1/2）・（県10/10）
（4）（国2/3　県1/3）

3　地方財政措置の状況

第四節　厚生労働費
　第二款　社会福祉費
　　4　障害者自立支援費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1,1人=10,450千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　ホームヘルプサービス事業費　3,473,994千円
日常生活に支障のある障害児・者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスの利用に係る介護給付費を支給した市町村に対して、負担金を交付する。

イ　サービス利用計画作成費　302,484千円
障害者サービスに対して支給決定をする際に、相談支援事業者が作成したサービス等利用計画作成費等に係る介護給付費を支給した市町村に対して、負担金を交付する。

ウ　専門分野従事者養成研修事業費　4,794千円
障害の特性に応じた専門性の高い知識と技術の習得を目的とする研修を実施し、障害者への質の高いサービス提供を行える人材を確保する。

エ　重度障害者に係る市町村特別支援事業　210,000千円
訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村に対して、国及び都道府県が一定の財政支援を行う。

オ　介護人材の処遇改善等　28,715千円
消費税増税に伴う障害福祉サービス等報酬改定に係る負担金の増額分を交付する。また、新しい政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善に係る負担金の増額分を交付する。

（2）事業計画

ホームヘルプサービスの見込量（月間）
平成２６年度：218,862時間
平成２７年度：235,787時間
平成２８年度：250,810時間
平成２９年度：263,133時間
平成３０年度：280,000時間（見込）

（3）事業効果

日常生活に支障がある障害児・者が、在宅で自立した生活が可能になり、生活の質が向上する。
平成２９年度利用者数（月間）　9,676人　→　平成３０年度利用者数（月間）　10,300人（見込）

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	4,019,987	141,768	3					3,878,216	140,365
前年額	3,879,622	141,738	3					3,737,881	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：地域生活支援担当
内線：3317

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B100	障害者地域生活サポート事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者地域生活サポート事業費

事業期間	平成10年度～	根拠法令	埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業概要

一時預かりや移送サービスを提供する事業を実施する市町村に対して補助を行う。

（１）障害者地域生活サポート事業　　96,200千円

2　事業主体及び負担区分

（県1/2）、市町村1/2

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.2人＝1,900千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　障害者地域生活サポート事業　　96,200千円

障害者やその家族の生活を支えるために、個々の生活にあった多様なサービスを提供している民間団体に助成する市町村に対して補助金を交付する。

（２）事業計画

障害者総合支援法のサービスだけでは障害児者や家族のニーズに対応しきれないため、障害児者及び家族の多様なニーズに柔軟に対応できるサービスを提供する。

平成３１年度見込み　登録団体数：225団体、利用者数：16,590人

（３）事業効果

各市町村における在宅障害者福祉サービスの充実が図られ、在宅障害者の自立した生活と社会参加が促進される。

また、家族の介護負担が軽減される。

平成２７年度　利用者数：15,973人　利用時間数：300,599時間
平成２８年度　利用者数：15,923人　利用時間数：308,092時間
平成２９年度　利用者数：16,266人　利用時間数：282,931時間

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		繰入金							
決定額	96,200	87,000						9,200	0
前年額	96,200	87,000						9,200	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：地域生活支援担当
内線：3317

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B99	全身性障害者介助人派遣事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	全身性障害者介助人派遣事業費

事業期間	平成17年度～	根拠法令	埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業概要

重度障害者に対し、一定の要件を満たす自薦介助人を派遣した市町村に対して補助を行う。

（1）　全身性障害者介助人派遣事業費　9,997千円
（2）　法施行円滑化事務等支援事業費　2,439千円

2　事業主体及び負担区分

（1）(県1/2)・市町村1/2
（2）(県10/10)

3　地方財政措置の状況

第四節　厚生労働費
　第二款　社会福祉費
　　4　障害者自立支援等諸費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.1人＝950千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　全身性障害者介助人派遣事業　9,997千円

全身性障害者自らが推薦する介助人を登録し、日常生活の全般にわたる介助サービスを提供するために介助人を派遣した市町村に対して、その経費の一部を補助する。

イ　法施行円滑化事務等支援事業　2,439千円

障害福祉サービス事業等の円滑な実施を図るため、事業者等管理システムの必要な改修を行うとともに、全事業所・施設を対象とした合同会議を開催する。

（2）事業計画

	実施市町村数・利用人数
平成２６年度事業実施	８市・１００人
平成２７年度事業実施	８市・　６５人
平成２８年度事業実施	６市・　６７人
平成２９年度事業実施	７市・　６７人
平成３０年度事業実施	８市・　５７人（見込）
平成３１年度事業実施	８市・　５５人（予定）

（3）事業効果

介助が日常生活の全般にわたる全身性障害者に対して、自薦介助人を派遣することにより、重度障害者の自立した生活を支えることを目的とする。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	12,436							12,436	△1,900
前年額	14,336							14,336	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：総務・市町村支援担当
内線：3319

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B97	市町村地域生活支援事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	市町村地域生活支援事業費

事業期間	平成18年度～	根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第94条（必須）	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業概要

市町村が地域の実情に応じて行うコミュニケーション支援や移動支援等の事業に要する経費の一部を補助する。

（1）市町村地域生活支援事業　1,154,250千円

2　事業主体及び負担区分

事業主体：市町村
負担区分：国１／２（県１／４）市町村１／４

3　地方財政措置の状況

交付税単位費用
第四節　厚生労働費
第二款　社会福祉費
4　障害者自立支援費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

事業に係る人件費
本庁　9,500×2人=19,000千円

5　事業説明

（1）事業内容
障害者が地域で自立した生活ができるよう、地域の実情や障害者の状態に応じて市町村が実施するコミュニケーション支援や移動支援等の事業に要する経費の一部を補助する。

（2）事業計画
市町村において下記の事業を実施することにより、障害者等の地域生活を支援する。
ア　理解促進研修・啓発事業
イ　自発的活動支援事業
ウ　相談支援事業
エ　成年後見制度利用支援事業
オ　成年後見制度法人後見支援事業
カ　意思疎通支援事業
キ　日常生活用具給付等事業
ク　手話奉仕員養成研修事業
ケ　移動支援事業
コ　地域活動支援センター機能強化事業
サ　その他、地域の実情に応じて行う事業

（3）事業効果
地域の実情に応じて市町村の判断で事業を実施することにより、効率的・効果的なサービス提供が可能となる。

（4）その他
なし

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	1,154,250							1,154,250	△21,625
前年額	1,175,875							1,175,875	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：施設支援担当
内線：3347

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B104	障害者就労施設支援事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	工賃向上支援事業費

事業期間	平成 2年度～	根拠法令	障害者総合支援法第2条、第78条（義務）	宣言項目	
				分野施策	030730 障害者の自立・生活支援

1　事業概要

障害者が働くことを実感し、地域で経済的に自立した生活を送るため、障害者就労施設製品への理解の促進と魅力ある商品開発や販路拡大を図り、障害者の工賃向上につなげる。

（１）販売促進事業　3,269千円
（２）技術指導員支援制度　3,136千円
（３）障害者就労定着支援事業　134千円

2　事業主体及び負担区分

事業主体：民間団体（ア(ｱ)～(ｳ)、イ(ｱ)）
県（ア(ｴ)、イ(ｲ)）、ウ
負担区分：（県10/10）民間団体 0

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.5人=14,250千円

5　事業説明

(1) 事業内容

ア　販売促進事業（障害者就労施設製品のＰＲや展示・販売活動に対する支援）　3,269千円
　(ｱ)　彩の国セルプまつり　777千円
　(ｲ)　商品展示・販売会　1,200千円
　(ｳ)　サデコショップでの展示・販売　1,200千円
　(ｴ)　障害者就労施設応援企業・協力企業　92千円
イ　技術指導員支援制度　3,136千円
　(ｱ)　工賃向上のための生産技術の習得、品質の向上等に必要な技術指導員確保への支援　3,032千円
　(ｲ)　工賃向上研修会　104千円
ウ　障害者の就労定着支援のための研修会の実施（対象：就労移行事業所職員）　134千円

(2) 事業計画

ア　販売促進事業
　(ｱ)　彩の国セルプまつり開催に対する補助（１回）
　(ｲ)　駅コンコース等における商品展示・販売会に対する補助
　(ｳ)　サデコショップでの展示・販売に対する補助（年間）
　(ｴ)　購入実績などがある企業のＰＲと感謝状の贈呈
イ　技術指導員支援制度
　(ｱ)　技術指導員確保への支援（10施設）
　(ｲ)　工賃向上研修会（１回）
ウ　障害者就労定着支援研修会の開催（１回）

(3) 事業効果

・障害者や障害者就労施設への理解が深まるとともに施設の利用者である障害者の工賃が向上する。
・精神障害者の職場定着が促進される。

＜平均工賃月額の推移＞　平成24年度：12,907円、平成25年度：13,309円、平成26年度：13,950円、
平成27年度：14,189円、平成28年度：14,492円、平成29年度：14,517円

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	6,539							6,539	△1,678
前年額	8,217							8,217	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：施設支援担当
内線：3556

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B105	障害者農業参入チャレンジ事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	工賃向上支援事業費

事業期間	平成26年度～平成33年度	根拠法令	障害者総合支援法第2条、第78条（義務）	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業の概要

障害者就労施設が、安定した需要のある玉ねぎの生産・販売を行うことで、障害者の工賃向上を図る。
また、農家と障害者就労施設とをマッチングすることにより、施設外就労の機会の拡大を図る。

（1）障害者農業参入チャレンジ事業
13,568千円

（2）農福連携マッチングモデル事業
1,995千円

2　事業主体及び負担区分

（1）　(県10/10)
（2）　(県10/10)

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.0人＝9,500千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　障害者農業参入チャレンジ事業　　13,568千円
県は、玉ねぎを生産する障害者就労施設を決定し、生産から出荷までの技術指導及び技術習得支援を民間事業者に委託する。障害者就労施設は、農業技術指導・技術習得支援を受けて玉ねぎを生産・出荷する。

イ　農福連携マッチングモデル事業　　1,995千円
県が民間事業者に委託して、農家（農業法人）と障害者施設との仕事のマッチングを行う。

（2）事業計画

ア　平成31年度【参加施設数　4】
・平成31年度産玉ねぎの収穫及び出荷などへの技術指導及び支援
・耕うん・土壌改良・育苗・定植管理などへの技術指導及び支援
・農業機械の購入

イ　平成31年度【施設数　2】
・障害者就労施設に仕事を発注する農家（農業法人）を開拓
・依頼があった農作業について、スケジュール等を調整
・作業当日は、施設に同行して農作業の指導（事前研修も実施）

（2）事業効果

ア　平成26年度【参加施設数　5】
平成27年度【参加施設数 10】
平成28年度【参加施設数 12】
平成29年度【参加施設数　9】
平成30年度【参加施設数　6】

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		諸収入							
決定額	15,563	3						15,560	△3,683
前年額	19,246	3						19,243	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：施設支援担当
内線：3556

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B106	障害者就労施設県庁舎環境管理事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	工賃向上支援事業費

事業期間	平成27年度～	根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、第5条（義務） 障害者優先調達推進法第4条（任意）	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業の概要

埼玉県障害者優先調達推進方針に基づく障害者就労施設等からの調達を推進するため、障害者就労継続支援Ｂ型事業所に対し、県庁舎環境管理業務の一部を委託する。あわせて、埼玉県工賃向上計画を推進し、障害者の工賃向上を図る。

（１）障害者就労施設県庁舎環境管理業務委託
14,127千円

2　事業主体及び負担区分

（県10/10）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500円×0.2人＝1,900千円

5　事業説明

（１）事業内容
障害者就労施設県庁舎環境管理業務委託

（２）事業計画
清掃業務及び水質検査業務委託　南部保健所、狭山保健所、本庄保健所
川越児童相談所、熊谷児童相談所

（３）事業効果
ア　県庁舎の執務環境の保全と秩序の維持　5か所
イ　県の障害者就労施設等からの調達の推進　12,076千円

（４）その他
ア　平成28年10月1日から平成31年9月30日までの長期継続契約
イ　平成31年10月1日から平成34年9月30日までの長期継続契約

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	14,127							14,127	2,051
前年額	12,076							12,076	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：総務・市町村支援担当
内線：3319

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B92	障害者虐待対策事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者虐待防止対策費

事業期間	平成22年度～	根拠法令	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業の概要

障害者虐待防止法及び虐待禁止条例に基づき、障害者虐待に対応するための支援及び普及啓発を行うとともに、市町村及び障害福祉サービス事業所等の職員の専門性強化を図るための研修を実施する。

（１）障害者虐待防止・権利擁護研修事業　3,103千円
（２）障害者権利擁護ｾﾝﾀｰ設置事業　392千円
（３）障害者虐待検証事務　407千円

2　事業主体及び負担区分

（１）～（３）（国１／２・県１／２）

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×1.5人＝14,250千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　障害者虐待防止・権利擁護研修の実施　3,103千円
・通報窓口対応職員向け(1回)
・障害福祉サービス事業所管理者向け(1回)
・障害福祉サービス事業所虐待防止ﾏﾈｰｼﾞｬｰ向け(1回)
・障害福祉サービス事業所従事者向け(3回)

イ　障害者権利擁護センター設置事業　392千円
・休日・夜間対応体制
・啓発リーフレット作成（1,100箇所配布）

ウ　障害者虐待検証事務　407千円

（２）事業計画

ア　虐待通報先である市町村や障害福祉サービス事業所の職員に対して虐待防止研修を実施する。
イ　県の虐待通報先である障害者権利擁護センターの窓口を24時間体制とするとともに虐待防止の普及啓発を図る。
ウ　県虐待禁止条例の施行に伴い、心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待事例について検証を行う。

（３）事業効果

障害者虐待の予防や虐待が起こった場合の対応が速やかになる。
研修受講者数　平成27年度　480名　平成28年度　591名　平成29年度　796名　平成30年度　700名（予定）

（４）その他

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	3,902	1,950						1,952	△200
前年額	4,102	2,050						2,052	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：施設整備・法人指導担当
内線：3313

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B107	障害児（者）福祉施設等施設整備費	一般会計	民生費	社会福祉費	社会福祉施設費	心身障害児（者）援護施設等整備助成費

事業期間	昭和33年度～	根拠法令	障害者総合支援法87条、89条（任意）、児童福祉法56条（任意）	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業概要

社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の施設整備費の一部を補助することによって、障害児（者）の日中活動の場や住まいの場の充実を図る。

また、施設利用者の安心・安全を確保するため、昭和56年以前に建築された耐震化未整備の障害児（者）福祉施設について、耐震化を進めていく。また、障害者支援施設等の防犯体制の強化を図る。

(1) 障害児(者)福祉施設等施設整備事業　2,769,033千円
(2) 防犯対策強化事業　54,261千円

2　事業主体及び負担区分

事業主体：社会福祉法人、医療法人等
負担区分：（国1/2・県1/4）事業主体1/4

3　地方財政措置の状況

社会福祉施設整備事業債　充当率80%
行政改革推進債

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

【人件費】
本庁：　1人×9,500＝ 9,500千円
地域：3.2人×9,500＝30,400千円

5　事業説明

(1) 事業内容

ア	通所施設の創設	10施設	1,377,323千円
イ	グループホームの創設	2施設	61,359千円
ウ	通所施設の増築	1施設	26,444千円
エ	老朽化等の改築、大規模修繕	8施設	1,303,907千円
オ	防犯対策の整備	47施設	54,261千円

(2) 事業計画

ア　通所施設の創設
日中活動の場である通所施設を創設することにより、障害者の自立の支援や社会経済活動への参加を推進する。

イ　グループホームの創設
グループホームの創設により、障害者が身近な地域で安心して暮らせるよう住まいの場を確保する。

ウ　通所施設の増築
日中活動の場である通所施設を増築することにより、障害者の自立の支援や社会経済活動への参加を推進する。

エ　老朽化等の改築、大規模修繕
施設の改築、大規模修繕を行うことにより、利用者の安心・安全を確保するとともに、生活環境の改善を図る。

オ　防犯対策の整備
障害者支援施設等に防犯カメラ等の設備を整備することで、利用者及び職員の安心・安全を確保する。

(3) 事業効果
通所事業所定員数　328名増・グループホーム定員数　13名増

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	県　債						
決定額	2,823,294	1,882,170	923,000					18,124	1,072,252
前年額	1,751,042	1,167,341	561,000					22,701	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：地域生活支援担当
内線：3318

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B215	児童措置委託費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費

事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第50条、第51条、第53条、第55条、第56条	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業概要

心身に障害のある児童を、その障害の程度や種別に応じた児童福祉施設に入所させ、日常生活の指導や独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行う。

（1）児童措置費　655,491千円
（2）障害児入所給付費　439,596千円
（3）審査支払事務委託料　468千円
（4）幼児教育の無償化　4,204千円
（5）介護人材の処遇改善等　15,764千円

2　事業主体及び負担区分

（1）（2）（4）（5）(国1/2・県1/2)
（3）(県10/10)、(県1/2)市町村1/2

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
(区分) 社会福祉費
(細目) 児童福祉費
(細節) 児童措置費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.5人＝4,750千円

5　事業説明

（1）事業内容

児童福祉法に基づき、障害児に対し、障害の程度及び種別に応じた支援を行い、障害児に対する福祉の推進を図る。

ア　児童措置費　655,491千円
県が虐待等により措置した児童の施設入所に係る費用

イ　障害児入所給付費　439,596千円
県から支給決定を受け、契約により施設入所する児童に係る費用

ウ　審査支払事務委託料　468千円
障害児入所給付費及び上記ア及びイに係る医療費の審査事務費
肢体不自由児通所医療費に係る審査事務費の県負担分

エ　幼児教育の無償化　4,204千円
幼児教育・保育の無償化に併せて、就学前の障害児の施設入所についても無償化になることに係る増額分

オ　介護人材の処遇改善等　15,764千円
消費税増額に伴う障害福祉サービス等報酬改定に係る増額分及び新しい政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善に係る増額分

（2）事業計画

◎平成31年度　措置・契約児童数の見込み
措置：123人・契約：108人

（3）事業効果

施設利用児童数（入所）
平成25年度：227人、平成26年度：236人、平成27年度：234人、平成28年度：234人、平成29年度：228人

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	分担金・負担金						
決定額	1,115,523	536,447	1,450					577,626	10,210
前年額	1,105,313	529,203	1,414					574,696	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：地域生活支援担当
内線：3317

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B103	心身障害児通園訓練費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費

事業期間	平成24年度～	根拠法令	児童福祉法第５１条、５５条（義務）	宣言項目	
				分野施策	030730　障害者の自立・生活支援

1　事業概要

在宅の障害児に対して、通所の方法により、療育訓練を実施し、日中の居場所を提供する。

（１）児童発達支援事業
5,001,337千円

（２）障害児通所給付費負担金
984,000千円

（３）障害児相談支援事業
112,327千円

（４）幼児教育の無償化
11,698千円

（５）介護人材の処遇改善等
43,870千円

2　事業主体及び負担区分

事業主体：市町村
負担区分：国1/2（県1/4）市1/4

3　地方財政措置の状況

普通交付税（単位費用）
（区分）社会福祉費
（細目）児童福祉費
（細説）児童措置費

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

（人件費）
9,500千円×1.3人＝12,350千円

5　事業説明

（１）事業内容

ア　児童発達支援事業　5,001,337千円

イ　障害児通所給付費負担金　984,000千円
在宅の障害児が児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用し、保育士等による集団療育や個別療育を受けた時の障害児通所給付費について、給付費を支給した市町村に対し負担金を交付する。

ウ　障害児相談支援事業　112,327千円
相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画に関する障害児相談支援給付費について、給付費を支給した市町村に対し負担金を交付する。

エ　幼児教育の無償化　11,698千円
幼児教育・保育の無償化に併せて、就学前の障害児の発達支援についても無償化になることに係る負担金の増額分を交付する。

オ　介護人材の処遇改善等　43,870千円
消費税増税に伴う障害福祉サービス等報酬改定に係る負担金の増額分を交付する。また、新しい政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善に係る負担金の増額分を交付する。

（２）事業計画

在宅の障害児が障害に応じた療育・訓練を受け、一人ひとりの状態に応じた発達を支援するとともに、学校通学中の障害児の放課後や夏休みの居場所づくりを推進する。

（３）事業効果(利用者数)

平成２５年度：　４，６１７人
平成２６年度：　５，９９９人
平成２７年度：　７，６３９人
平成２８年度：　９，６５３人
平成２９年度：１１，８４５人

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	6,153,232							6,153,232	893,263
前年額	5,259,969							5,259,969	

平成31年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
担当名：地域生活支援担当
内線：3318

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B94	民間心身障害児（者）施設重度療育等事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	心身障害児（者）特別療育費

事業期間	昭和55年度～	根拠法令	障害者基本法第14条、第17条（任意）	宣言項目	
				分野施策	030730 障害者の自立・生活支援

1　事業概要

民間の重症心身障害児（者）の入所施設に、直接処遇職員の人件費と貸おむつ利用費の一部を補助する。

(1)民間心身障害児（者）施設重度療育費
276,639千円
(2)重症心身障害児（者）施設等貸おむつ利用費
1,266千円

2　事業主体及び負担区分

(1)　(県10/10)
(2)　(県 1/ 6)　法人5/6

3　地方財政措置の状況

なし

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.1人＝950千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　民間心身障害児（者）施設重度療育事業費　276,639千円
社会福祉法人が運営する重症心身障害児（者）の入所施設が、看護師などの直接処遇職員を加配している場合に、特別療育費を助成する。

イ　重症心身障害児（者）施設貸おむつ利用費　1,266千円
リースにより常時おむつを使用する重症心身障害児（者）の入所施設に対し、その経費の一部を補助する。

（2）事業計画

ア　民間心身障害児（者）施設重度療育事業費
6施設（対象児者数：386人）

イ　重症心身障害児（者）施設貸おむつ利用費
2施設　1,085,000枚
補助基準単価　7円/枚
補助率　1/6

（3）事業効果

ア　民間心身障害児（者）施設重度療育事業費
平成27年度：5施設(274,843,700円)、平成28年度：5施設(272,331,000円)、平成29年度：5施設(221,366,600円)

イ　重症心身障害児（者）施設貸おむつ利用費
平成27年度：2施設(3,338,320円)、平成28年度：2施設(3,234,680円)、平成29年度：2施設(1,296,100円)

（4）その他

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	277,905							277,905	△13,161
前年額	291,066							291,066	